

# 刑

# 政

第四十八卷

(昭和十年)

# 刑 政

第四十八卷 (昭和十年)

## 刑政第四十八卷總目次

### 卷頭言

- 昭和十年に於ける刑事政策の重點
- 常習的初犯者と保護觀察
- 罰金刑の執行猶豫
- 行刑教化の反射作用
- 第六十七議會に於ける五つの刑事政策
- 行刑博物館設置の要望
- 行刑に於ける三大目的
- 犯罪外國人に對する追放刑
- 行刑教化の危機と刑務官の戒心
- 國際刑法並監獄會議と新刑事思潮
- 行刑建築に對する諸觀察
- 昭和十年を送る

正 木 亮

號	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
頁	二	二	二	三	二	二	二	二	二	二	二	二

### 論說・資料

● 刑の國家理論的思想的意義	● 刑罰に於ける社會的機能の進化	● 行刑に於ける『生活標準』問題	● 治安維持法改正法律案に於ける保護觀察	● ナチスの刑罰制度と現代刑事學	● 教育學的觀察したる集團散步	● 收容者の個性審査に關する我法制	● 民族主義を基本とするナチス刑法	● 模倣と犯罪	● 罰金刑の諸問題	● 犯罪の動機	● 罰理論と世界觀	● 行刑の根本要請としての自發意志	● 刑務官とその性格	● 拘禁性精神病に就て	● 犯罪教育學と意志の問題(一)
牧野英一	牧野英一	泉二新熊	泉二新熊	泉二新熊	正木亮	正木亮	正木亮	木村龜二	木村龜二	木村龜二	青木誠四郎	青木誠四郎	青木誠四郎	吉益脩夫	吉益脩夫
三一	七一	三五	三五	三五	三八	二〇	二〇	二四	二四	二九	二九	四四	四四	五八	五八
一六	五五	五五	五五	五五	五五	一七	一七	五五	五五	五五	二五	二五	二五	二七	二七

No. 11618

# 刑 政

- 行刑回顧録 清浦奎吾 二六五
- 行刑累進處遇令實施狀況 辻敬助 二六五
- 明治前期の監獄法 細川龜市 三二一
- 明治前期の北海道集治監 中世に於ける武家刑法の基本主義 細川 三二一
- 行刑に對する裁判官の地位 中尾文策 二〇九
- 犯罪者頭骨の腦顔面頭蓋指數に就て 原正 四
- 未決勾留制度の改革に就て 猪俣幸一 二〇
- 刑事社會學に於ける問題 小川太郎 〇八七五四
- 累進準備會 寺光 四三
- 作業の勉否並其の成績 石井俊瑞 九
- 行刑成績採點上の前提に關する若干の考察 豐多摩刑務所心理検査室 一
- 累進處遇令と心理學 石井俊瑞 九
- 受刑者の映畫感に就て 豐多摩刑務所心理検査室 一

- 映畫の教化的影響に關する一研究 高瀬安貞 八
- ロシア自由刑執行法 刑事學研究會 九
- 第十一回國際刑法並監獄會議々題に對する司法省の意見 近き出づべきドイツ刑法について ドクトル・クレイ 四
- 米國政府司法省の捜査局 將來のかんごく アルバート・エル・ワーナー 五
- 受刑者矯正への序説 フランク・シー・リック・モンド 六
- 第十一回國際かんごく會議 ベン・カーブマン 七
- 第十一回國際かんごく會議 グライスハツパ 三
- 米國政府司法省の捜査局 泉二藤淵 八
- 將來のかんごく 對 櫻美一 一

號一第	號月一	卷八十四第
雜報	式第八回刑務教誨研究所修了	海外時報
60	51	48
	受刑者の映畫感に就て	明治前期の監獄法(二)
	豐多摩刑務所心理検査室	細川龜市
	37	23
	義行刑の國家理論的的思想的意	昭和十年に於ける刑事政策の重點(卷頭言)
	牧野英一	正木亮
	6	2
財團法人刑務協會發行		

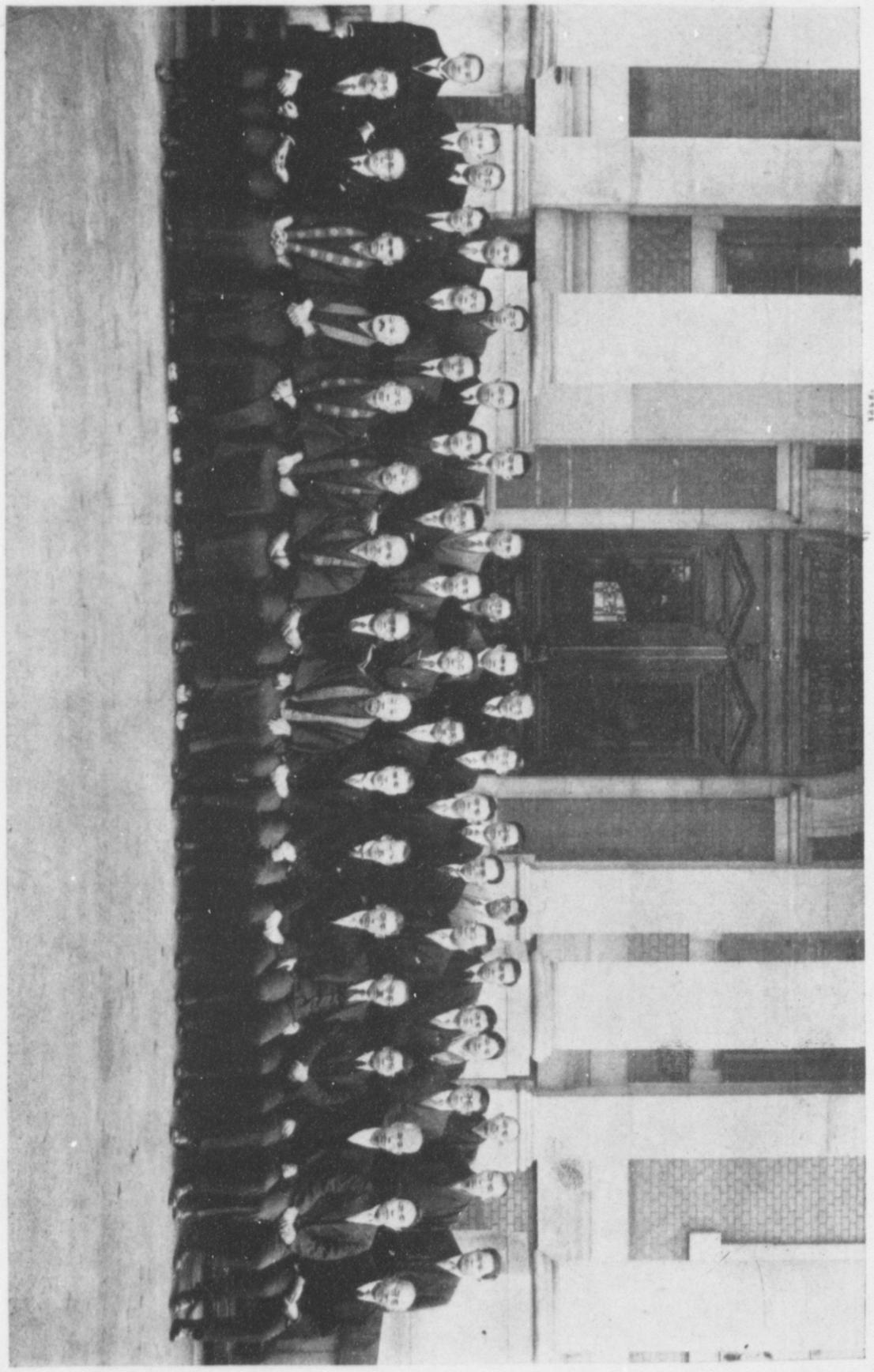
# 謹賀新年

昭和十年一月元旦

## 刑務協會

東岡	船津	芥川	金澤	小橋	谷内	岡部	吉田	佐藤	正木	岩松
邦五	宏	信	次郎	川昭	庄太	常	律	乙二	亮	玄十
彦朗				慶	郎					

平居	大森	平野	野口	阿部	大石	能勢	野尻	印南	大原	伊藤
三郎	日榮	宗一	幸喜	清衛	武	弘忍	爻六	於菟	虎夫	忠次郎
								吉		



影撮念記式了修所究研誨教務刑回八第

# 刑 政

昭和十年



第 四 十 八 卷  
第 一 号

## 昭和十年に於ける刑事政策の重點

昭和十年に於ける我が國の刑事政策が司法當局より意見の徴せられつつある司法制度改善に關する諸問題の中に示されて居る當該諸點を核心として轉回されるであらうことは毫も疑ふべきでない。殊に輕微なる刑事事件に付夜間裁判を爲すの途を拓くの可否の如きに至つては出廷に基く生活の支障を緩和する意味に於て大方より積極的の支持を受くるであらうことは之を豫期することが出来るが、わたくしも亦歳の始めに於てこの種巡回裁判及夜間裁判の實現の早からんことを切望して止まない。

しかし、右改善諸問題の中に於て、特に朝野から關心を買はるべきは未決拘禁制度に關する點であると思ふ。未決拘禁はその本質が罪責の未だ確定しない犯罪疑者を罪證湮滅の防止、逃亡の豫防の爲めにのみ行はるる拘禁なるが故にその拘禁方法が自由刑に對する拘禁と全然異らねばならぬといふのが一般の司法當局に對する要望である。

しかし、未決拘禁が自由刑拘禁と異なるべきものであるべきことは司法當局と雖全然同感であり又それが爲めに従來と雖萬全の努力を拂はれた筈である。しかし、當局がいくら努力を拂つたとしても未決拘禁が監獄設備の中で行はれる以上は決して満足の得られるものではあり得ない。法律は逃亡を防ぎ罪證湮滅を防止する爲めに勾留狀を發することを規定して居るが、その勾留の結果として自然的に家族との別離、職業の抛棄、或る場合に於ては精神の障礙をも來すのである。勾留に伴ふこの自然的不利益を取り除くことなき以上、未決拘禁が既決拘禁と異なるものであるといふ非難をあげられることは止むを得ない。而して今日の未決

拘禁に對してこの非難をあげせる者がありとすればその人はこの非難をあげせる前に先づかかる拘禁制度を用ふることなくして證據保全を爲し得る方法を案出することにいそしまねばならぬとわたくしは思ふ。

過ぐる臨時議會に於て刑事被告人に革手錠を使用したといふことが問題にされた。しかし、刑事被告人に革手錠を使用することを非難する人は先づ靜かに拘禁制度には必ず拘禁性變質 *Hafpsychose* の起る場合のあることを思ひ、且それに基く自殺企圖のあり得ることを考へねばならぬのである。今日の未決監に於て自殺防止を完全に果さうとすればここに止むなく革手錠が用ゐるべきであることを非難者は必ず思ひ合せねばならぬのである。

未決拘禁の結果精神の變調を來さしめることはよくない。それに對して革手錠を用ゐることも尙更よくない。よくないが故に茲に當局は未決拘禁制度に關して考慮すべき點に關する大方の意見を徴されたのである。だから、われわれはこの際今日未決拘禁制度に對して非難するよりも先きに改正點を呈示すべきであると思ふ。わたくしはその意味に於て左にその一、三を掲げる。

先づ、第一に未決勾留中は如何なる者と雖、之を既決囚と異なる處遇、即ち刑事訴訟法案理由書に用ゐられて居る清白人の處遇をなさねばならぬといふ前提觀念に理解の出来ない一點があるのではあるまいか。例へば、監獄を往來することを以て恰も職業とするが如き常習犯人等はこの清白人の處遇を以て慰安と考へるものが少くないが、主觀的にも客觀的にもその犯行が明白なるにかかはらず何故に判決確定するまで自由刑と同じ處遇をしてはならないのか。清白人の處遇を爲さねばならぬとする今日の見解からあらゆる教化手段が強行せられぬことが如何に有害であるかを十分に考へねばならぬと思ふ。

第二に、ドイツの刑事訴訟法、殊に一九三三年八月一日のプロイセン未決拘禁施行令にさへ維持されて居

るところの身分と財産状態に従ひ慰安と事務 *Beguemlichkeit und Beschäftigung* とを相應して與へる點である。この點は一見すれば現在のわが未決拘禁の平等主義に劣るやうに見えるが、刑事訴訟法案理由書にある清白人の處遇が未決拘禁の根本であるならば社會に於ける身分財産状態はその儘維持さるべきにはあらざるか。換言すれば、未決拘禁者處遇の個別化は未決拘禁制度改良の重點であらねばならぬとわたくしは思ふ。ドイツに於ける紋上の趣旨及びわが刑事訴訟法第九十二條の身體及名譽の保全は窮局すれば未決拘禁の個別化を示したものであることを忘れてはならぬ。

第三に、訴訟目的を害することなくして未決拘禁者の日常生活を改善し家庭との連絡を容易ならしむるが爲めにこの際わたくしは相談所を設けて今日の差入制度を廢止したい。營利を目的とする差入制度と證據保全を最大目的とする未決拘禁制度の中間に置かれる收容者の生活に不愉快の伴ふことは自然の數であるが、未決拘禁に於けるかかる不合理を解決するが爲めに茲に親切なる官設相談所を設けることはむしろ緊急なる一つであると思ふ。

それやこれやを綜合討究すれば茲に未決拘禁に關する獨立法規を制定せねばならぬことは最早議論の餘地のないことであると思ふ。

最後に今年に於ける刑事政策上の問題として茲に保護觀察 *probation* に付て一言して置き度い。保護觀察制度が執行猶豫制度と唇齒輔車の關係にあることは今更いふまでもないが、しかし重要な觀察制度が我が當局に於て具體的に是認せられたのは第六十五議會に提出された治安維持法改正法律案に於てであつた。不幸にして同案がつぶれた關係上折角の保護觀察制度も亦世にあらはれなかつたが尠くとも執行猶豫、不起訴處分乃至假釋放にまでも必要なものであることは或程度の認識を導くに至つたことは否定出来ない事實であつた。

あつた。  
しかし、觀察機關のない今日、一定期間犯人の善行を試練しようとしてもそれはいふべくして行はれるものではない。之なくして犯人を大目に見ることが反面に於て如何に彼等に乘ぜられることのあるべきかを念頭に置かねばならぬことは或る意味に於ける爲政者の義務である。

わたくしは昭和十年も亦保護觀察制度が世に出づることに付て當局が努力せられるものであることを信じ同時に又わたくしどもはこの問題をも昭和十年の刑事政策の重點として取扱ひ度い。

昭和九年十二月十六日夜

正 木 亮

行刑の國家責任論の意義

# 行刑の國家理論的思想的意義

牧野 英 一

- 一 思想としての法律と文化國思想
- 二 ナチスの刑法理論における國家
- 三 刑政に關する國際運動の基準

一

『社會政策は刑事政策からはじまる』——わたくしのこの提言は、いろいろの方面から嘲罵を受けてゐる。しかし、刑法乃至刑事政策の研究に従事してゐるわたくしとしては、この提言を捨てるつもりはない。かくして、わたくしは、ここに、刑事政策、特に行刑の國家理論的思想的意義を論じておかねばならぬ。

思想として法律を論ずるといふことは、わたくしが自由法論として多年主張してゐるところである。自由法論といふのは、はじめ民法の領域において考へはじめられたところである。從來の民法を從來の法律學的方法に依つて解釋し展開することに因つて、法律上の論議は大に精緻を致すことになつたのであるが、しかし、その民法論のために實生活は堪へられないことになつたのである。されば、法律學いよいよ盛んにして、法律論の權威がますます失墜することにな

つた。そこで、法律上の論議に自己反省を重ねて、法律學の再構成を考へねばならぬとしたのが自由法論である。その反省とは、要するに、法律を思想的に検討することであつた。——これが、自由法論の出發點である。

法律學には、由來、自明であり先驗的であるとされてゐるところの原理があるとされた。それは、一方には、國家の主權の無限性であつた。他方には、所有權の絶對性及び契約の自由であつた。しかし、この兩者は調和しがたき社會の兩極であつた。若し、國家の主權が無限なものであるならば、それに對して所有權の絶對的なものであることが兩立しがたきものといはねばならぬ。されば、法律は、この兩者の間に立つて、その相刻を『制限』せねばならなかつたので、そこに、從來の法律論の礎石が存立したものとひ得よう。

それで、これを民法の領域において論ずるならば、所有權——さうして、そのコローリ—たる契約の自由——は、法令の形式的なる制限のない限り、自由に活躍し得るものとするのが、從來の法律論である。それがために、社會の實生活が不衡平に堪へられないことになつても、それは、『惡法も亦法なり』とせねばならぬことになるのである。かくして、法律論は、その論理的な精緻性を誇り、それをもつてみづから全たしとしたのであつた。

しかし、惡法も亦法なりとの提言を許容することは、理解のしやうに依つては、一方において法律の倫理的權威を輕んずることになるし、他方において、法律學の懶惰を自認するものである。何となれば、われわれは、惡法として強制される法律に對し倫理的な服從義務のいづこに存する

かを疑はねばならぬのであるし、若し法律學が惡法も亦法律なりといふことを口實として安んじ得るものなりとせむか、それは法律の權威を究明するにつき、自己の懶惰乃至無力を法律學の本質に嫁せむとするものであるからである。

かくして、自由法論は、從來の法律學が先驗的な基、本としてゐる所有權の絶對性及び契約の自由に對して批判を施し、右の兩者に對するむしろ拜物狂的な信念から自由に解放されむことを主張するのである。——自由法論は、所有權も契約も、共に社會的な使命を有するもので、相對的な概念であり、制度である、とするのである。ここに、自由法論が、從來の概念法學に對して、思想的なものである、といふことの意義が存立するのである。

二 民法における自由法論のかやうな思想的意義は、延いて、國家理論の理解に影響を及ぼさねばならぬのである。すなはち、若し所有權と契約とがしかく社會的使命を持つものであるならば、國家は、所有權及び契約をしてその社會的使命を全うせしむべき使命を持たねばならぬ。ここに、われわれは、國家の社會的使命といふことを考へねばならぬのである。

國家は、從來、みづから制定した法令の制限なき限り、法律上、その無限の主權の行使として、自由に活躍し得るものとされてゐる。その結果として、いはゆる法律的「ファッショ」といふが如き問題を發生せしめることになつた。これをわが刑政の範圍において論ずるときは、人權蹂躪の問題である。

しかし、國權は、實際上、何等かの機關を通して行使されねばならぬ。さうして、その機關——國

家の吏員——の本質を考へるとき、その機關は果して、法令の制限なき限り自由に行動し得るものとして理解され得るものであらうか。その機關には職務權限がある。われわれは、法令の形式に依つて定められるその職務權限が、おのづから、その精神に依つて擴充せられ、その目的に従つて統制されねばならぬことを考へねばならぬ。よし、國家にはかやうな無限の權力があるにしても、機關のそれぞれは、一定の權限の範圍内において、一定の職務を負擔するものである。されば、少くとも、法律論として、機關の行動に對する規範を考へるにおいては、われわれは、その權限と職務とを考慮すべきであり、又これを考慮するをもつて足れりとすべきである。それ以上に國家の權力の無限性を主張する必要はない。

かくして、國家理論として機能的な立場から事を論ずるの態度が理解されるわけである。各種機關の機能の全體を統一的に考究するところに國家の觀念が成立せねばならぬ。されば、この觀點から國家の本質を批判することは、國家が社會の統制に關して持つところの機能乃至任務如何を論定することになるのである。すなはち、事實として國家は、強大なる權力の主體である。しかし、規範として、國家は、その強大なる權力を一定の機能的目的に従つて運用せねばならぬのである。さうして、その具有する權力が事實として強大なるものであるだけに、その規範的な任務は文化的に高次のものでなければならぬ、といふことになるのである。

かやうにして、國家の機能は、司法として、超法規的に所有權の統制を明かにすることになつた。權利の濫用をもつて不法行爲なりとするの原理は、國家が所有權の社會的機能を案じて、この絶

對視され來つた權利を適當に處理するの任務をみづから認められたものに外ならぬ。そこには、國家は、自由に活躍したのではない。文化的に行動したことになるのである。自己の自由を主張したものでなくして、自己の任務を自認したものである。

立法及び行政として、國家の任務は、保育行政の方面に發展せねばならぬことになつた。ひとり公共の安寧秩序を保持するに止まらず、更に、一般の幸福を増進するために努力せねばならぬことになつたのである(憲法第九條參照)。國家は、國民の自由競争を公正ならしむべくこれを監視するといふが如き消極的なものに止まらないで、國民のすべての者に對し、國家の惠澤を普ねからしめねばならぬものとして理解されることになつたのである。法律を思想的に考察することは、かくして、國家理論に重大な影響を及ぼさねばならぬことになつた。すなはち、法律論上、思想とは、要するに國家に對する理解といふに歸着するものである。

三 民法における個人主義と公法における放任主義とは、要するに從來の法治國思想を構成するものであつた。さうして、これと相關聯して、刑法上の基本原理を爲すものは、いはゆる罪刑法定主義であつた。憲法第二十三條はこれを言明したものとされてゐる。

罪刑法定主義は、その更に高次な規範として、應報刑主義、害惡刑主義を豫定してゐる。國家は倫理上の要求として、犯罪に對し、應報的に刑罰を言渡すものとされながらも、その倫理的な要求は法律に依つて制限されねばならぬのである。それは、その倫理的な要求が、實は一の害惡に外ならぬからである。すなはち、國家は、倫理に從つて行動するの確信を持ちながらも、その科するところ

の處分が害惡なるの故をもつて、みづから躊躇し、みづから控制するところがなければならぬのである。國家に慶弔の事ある毎に大赦が命せられるとの制度及び慣例は、國家のかやうな躊躇と控制とを意味するものである。この意味において、大赦は、仁政にちがひないのである。しかし、國家の社會的任務は、果してかくの如きに盡きるものであらうか。從來の刑法理論では、犯罪に因る責任が刑罰に因る害惡に依つて倫理的に償はれるといふことはあつた。しかしそこには、ただ、先驗的なかやうな原理が豫定されてゐるだけで、刑罰の社會的任務といふことは、毫も考慮されてゐない。社會の安寧秩序を保持するといふことは、少しも考へられてゐない。況や、刑政に因る幸福の増進といふが如きは、全く念頭にない。

しかし、法治國思想を批判して、新らしく文化國思想に止揚するとき、われわれは、民法を思想的に再構成せむとしつつあるが如く、また公法において國家理論を新たにしつつあるが如く、刑法においても、應報乃至害惡をもつて、刑罰の中核とするの考へ方を、今や、一轉化せしめねばならぬのである。ここに、われわれの主張する教育刑主義の文化的意義が成立するのである。

二

一 國家主義と稱せられる一種の思想が、今、特に重要視されてゐる。單にその名稱についていふときは、國家の至上性を主張するに過ぎないことになるので、おそらくは、何人も、この名稱に依つて當然意味せらるべきものに異論はなからう。殊に、法律を基本として事を考へる者にと

つては、法律は、國家の命令し、運用し、保障する社會的規範として倫理的文化的なものである。すなはち、法律を尊重することは、畢竟、國家の尊嚴と權威とを至上視することになるのである。されば、かやうな意味においては、何人か國家主義者に非ざる者があらうか。しかし、今、國家主義と稱せられるものの中には、國家の權力を至上視するの說が行はれてゐるやうである。國家がその權力を高度に行使し、強制を加へることの厳しきに従つて、國家の尊嚴と權威とが高められるといふのである。さうして、刑政の範圍においては、それが威嚇主義として主張されてゐるのである。

わたくしは、かやうな思想を、ドイツにおける權威刑法論に見受けることができる。ドイツは一九〇九年の第一草案以來、一九二七年の草案に至るまで、刑法改正についての努力を重ねて、中外の模範視するところとなつてゐたのである。しかし、ナチス革命以來、從來の刑法改正事業はいはゆる自由刑法に過ぎないものとされることになり、これに對して新たに權威刑法なるものが主張されることになつたのである。

學者の説くところに従つて、權威刑法の何ものたるかを示さむか、『權威刑法の特質は、刑罰をもつて、國家權力の維持及び保存そのもの手段』たらしめることであつて、そこでは、『國家は、自己の權力をすべての人人の眼の前に顯現せしめるために、刑罰を利用することである。刑罰の中に國家の尊嚴が示現せられるのであつて、死刑は、個人が國家に對して犠牲とせられることを徹底的に見えるやうに爲すものである』とせられてゐる』といふことになるのである(木村龜二教授『ナ

チスの刑法』〔杉村章三郎教授外三氏合著『ナチスの法律所収』第一七二頁〕。そこで、刑法上『強力國家への改宗』といふことが叫ばれ、さうして、『今や、無選擇にして無效果な改善の努力を克服して、國民共同態への復歸の可能な、且つ、全體のため有用な人間に對して、その共同態への復歸を目標とするところの責任ある任務が持たれ得ることになつた』とされるやうな次第になつてゐるのである(同書第一七三頁)。されば、權威刑法論は、必しも單に暴力としての權力主義を主張してゐるのでないともいひ得よう。そこには、『國民共同態への復歸』といふことが強く豫定されてゐるのであるが、ただ、從來の教育刑に對し、それを『無選擇にして且つ無效果だ』とするのである。そこで、權威刑法論は、威嚇刑を選択することに因つて、效果的な成績を期待し得るものと爲すのであらう。

惟ふに、わが國における害惡刑論者を見るに、その觀念的な主張——贖罪主義——はそれとして、別に、それ等の論者も、亦、威嚇をもつて改善の効果を擧げ得る最善の方法としてゐられるのであらうかとわたくしは考へる。されば、問題は、刑の威嚇作用が實證的に如何なるものであるかを考究することに因つて、おのづから定まるべきことになつてゐる。

二 國家主義の刑法論として、ナチスの刑法學者は、『民族的刑法』を主張することになつてゐる。さうして、更に『人種法則的刑法理論』となつた。そこには、刑法に依る民族の結合乃至人種の純正といふやうなことが強く高調されることになつてゐるのである。民族主義人種主義とされてゐるものがそれである。

従來の見解においては社會防衛といふことが重要視された。しかしそれが論理的に醇化されて教育刑論と爲ると共に、個人としての犯罪人の地位がまた適當に考慮されねばならぬことになり、ここに、刑罰經濟の理論が確立されることになつた。すなはち、刑罰の効果は社會防衛の最大限度に及ばねばならぬのであると同時に、犯罪人に科すべき刑罰はその必要なる最小限度に止まらねばならぬ。この最大限と最小限との間に調和を全うするものを實に教育刑の理念とするのである。しかし、かやうな意味における社會といふ觀念をもつて、不明なものとし、不完全なものとし、不徹底なものとするのが、ナチスの刑法理論である。社會は純正に民族的人種的なものでなければならぬ。従つて、刑罰は非民族的非人種的な要素に對して排斥を全うせねばならぬ、といふことにもなるものであらうか。さうして、その民族の純正を保全するために、人種といふことが重要視され、人種的法則を利用することに因る淘汰方法が高調されるのである。されば、ナチス刑法論は、新派刑法理論における教育主義をもつて、素朴なる人道主義と爲し、又時として單に個人主義的なるものとも爲すのである。

われわれは、今、國家を大ならしめむがために、刑法の社會的機能を發揮せしめねばならぬことを考へる。しかし、われわれの國家に依つて統制されねばならぬ社會が、單にいはゆる民族的といふことをもつて理念とすべきかについては、大に反省せねばならぬものがある。さうして、いはゆる人種法則的といふ考へ方についても、優生論的考察といふことを越えて一種の人種的なものと爲らうとすることについては、深く注意を重ねねばならぬものがあるかと考へる。

ナチス刑法論を爲す者は、その刑法論に『政治的刑法學』といふ名稱を付してゐる。その意味するところは、國家の理念をもつて科學の最奥の原理と爲すことに在るので、固より、われわれの常識的な意味においての政治論から刑法上の理論を割り出さうとしてゐるやうなものではない。しかし、ナチス法律理論における國家が、その權威を主張するに急なるがため、むしろ文化的な要素に缺けることがあり、われわれが、文化的な國家觀として包容の大きい國家を想定するのに對し、その政治的刑法學における國家には、排他的にして鬭争的なものがある。そこに『政治的』といふ形容詞がやはり意味を爲してゐるともおもはれるのである。『政治刑法學』につき、木村教授『政治的刑法學の價值』志林第三六卷第十二號參照。

三 ナチス刑法論は、かやうにして、刑罰の峻嚴を主張し、或は身體刑を復活せむとし、或は受刑者に對する給養の粗惡化を主張してゐる。固より、その行刑において、累進制を採用することを忘れてはゐないのであるし、改善が行刑上重要視される旨も言明されてゐるのではあるが、しかしその間において、行刑の峻嚴性の高調されてゐることが特に著しい（木村教授の前掲『ナチスの刑法』にナチス行刑が説かれてゐる、第二六九頁以下參照）。

ナチス刑法理論において注意せらるべきものが別に二點あるとおもふ。それは、第一に、意思刑法論である。ナチス刑法學者は、侵害刑法から危險刑法へ、さうして更に意思刑法への進化を説くのである。犯罪の内容を侵害に求めないで危險に求めることに因つて、既遂と未遂との區別が無用視されることになるのである。さうして、更にこれを行爲者の侵害的意思に求めるこ

とになると、そこに主観主義の刑法理論が承認されねばならぬことになるのである。ドイツにおいては、従来主観主義が容易に理解されなかつたといつていい。われわれは、リストがドイツ人であることを忘れてはゐないし、刑法の改正論は、一にリストの思想に依つて指導され來つたことを考へねばならぬのであるが、しかし、主観主義はその地歩を進めるにつき常に困難な闘争をつづけねばならなかつた。(わが國における實情が又これと趣をおなじくするものといふべきではあるまいか)。しかし、今、ナチスドイツは、その特有な國家理論から主観主義を承認するこゝたになりつつあるのである。さうして、この意味において大に新派理論を承認してゐる。第二として、従つて、ナチスドイツは、刑法の運用に對し類推方法を採用すべき旨を明かにし、法律の解釋については國民の健全なる倫理感が基礎とされねばならぬとするこゝたになつた。この點において、ナチス刑法論がソヴィエト、ロシア刑法と歩調をおなじくするに至つたことが注意されねばならぬ。わたくしは、科學的論理的な方法を超えて、類推方法が弛緩した適用を見るに至らむことをおそれねばならぬが、しかし、従來の刑法論は、あまりに文理的形式的で、従つて個人主義的であつた、といはねばならぬであらう。この意味において、ナチスドイツは、自由法論の刑法における適用を承認することになつたのである。されば、われわれは、國家の本質につき、ナチス刑法論者と考へ方を異にするものがあるのではあるが、われわれも亦國家主義者であることからして、ナチス刑法論のやうな傾向に對しては、それが當然の進化であることを認めざるを得ない。刑法理論の本位はやはり國家でなければならぬのである。

三

一 従來、行刑の改革論において主張せられたところは、素朴なる人道論における刑の緩和化であつたといひ得よう。そこには、理念もなく、技術もなく、いはば、漫然、刑の苦痛を緩和するといふだけのことであつた。わが國における應報論者の言を聽いてゐると、そのむしろ殘忍ともおぼはれる應報觀を潤色するにかやうな人道的な行刑改革論をもつてして、みづから安んぜむとしてゐるものがある。しかし、ナチス刑法論が、従來の人道論を排撃せむとしてゐるのは、まさにその點に存する。かやうな刑法論は、無用な個人主義であり、そこには、行刑における眞摯性を理解しないものがあるといはねばならぬ。

しかし、いふまでもなく、行刑における眞摯性は、決して、行刑の内容をただ峻嚴ならしめるものであつてはならぬ。われわれは、いかなる意味においても、中世を回顧し、舊レジーム乃至警察國の刑罰制度に復歸しようとは考へない。十九世紀の個人主義的文化を經過したる現代の國家には、高い理念と賢い技術とがなければならぬのである。

國家の理念は、國家が、その權威のために個人と相争ふ點にこれを求むべきであるか、或は個人をして自己に同化せしめるがためにその惠澤を全うする點に存すべきであるか。これが第一の問題でなければならぬ。これを刑政の方面から考へるときは、犯罪人は固より國家の權威に

對する反逆者にちがひない。しかし、それに對して國家は自己の權威を強行するのだとするところ、國家の理念が成立すべきであらうか。それを、今、われわれとして反省せねばならぬのである。わたくしは、ナチス・ドイツの國家が、今、革命時に在ることを考へねばならぬ。そこには、國家の名において行動する者が、この權力を用ひることに因つてその社會的秩序を維持するの止むを得ないのであることを容易に理解し得る。しかし、そこに果して國家の理念が成立するであらうか。

されば、何故に國家の權威の維持されねばならぬかを考へなほさう。わたくしは、國家を個人のために存するものとし、國家を離れて個人が在り、さうして、その個人を國家の上に位するものなど考へるのではない。しかし、重ねて憲法第九條の用語を引用するならば、『公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する』ところに國家の任務があることを考へねばならぬ。さうして、この考へ方を展開するところに國家の理念を想定するにおいては、國家の權威は、個人に對するその權力に求むべきではなくして、その權力に依る保護愛撫に求めねばならぬのである。——犯罪人は、犯罪人たる前に人である。すなはち、それは、犯罪人である前に國家の臣民であることを意味する。されば、わたくしは、曾て、死刑を論じて、次の如くいつて見た。國家は死刑を科することに因つて強いのか、死刑を科せざることに因つて強いのか、と。

二 しかし、國家の理念は、國家の技術に依つて補充されねばならぬ。技術なき理念は空虚な或ものたるに過ぎないからである。

十九世紀の文化は、その自由競争の結果として、各方面に技術の發達を促がしたのであつた。一方においては、技術の發達は、自由競争を過度ならしめて、社會問題を深刻化したといひ得よう。しかし、他方においては、國家は、しかく發達した技術を適當に利用することに因つて、社會問題の解決を進めねばならぬことになつたのである。

かくして、法律の領域において考へると、法律の内容が著しい變遷を受けることになつた。それは、法律が技術化したことである。法律の技術化とは、法律が、單に、國家又は個人の自由を『制限』するものたるに止まるものではなくして、更に、國家を技術的に行動せしめ、個人をして技術的に活躍せしめるため、社會的の統制を『促進』するものたるに至れることをいふのである。行刑の部門においては、これを、保育行政の發達といふのである。保育行政は、畢竟、國家的活動の技術化である。それにつれて、法律も亦技術化したのである。

國家乃至法律の技術化は、一方において、國家が強いばかりでなく、又實に賢いものでなければならぬことを意味するものである。さうして、同時に、他面において、國家の機關のそれぞれが、すべて、文化的な職務を負擔するものであることを明かにするものであるのである。

行政における法律の重點が、煩瑣にして形式的な犯罪構成論から、實質的にして文化的な行刑論に移りつつあることは、わたくしの夙に論じてゐるところである。わたくしは、犯罪構成要件の充實を論ずることを無用だとするのでない。しかし、構成要件充實論は、國家を、その理念において高からしめるものでもなく、その技術において賢明ならしめるものでもない。

罪刑法定主義の危機を論ずる一派の論者がある。ナチスドイツもソヴェトロシアも従來の意義における罪刑法定主義に對し、その國家的社會的見地において、それぞれ重要な批判を施しつつあるのである。われわれも亦、われわれの國家的社會的見地から、以て傳統的な罪刑法定主義に對し、その新らしき展開を主張しつつあるのである。さうして、この新らしき展開は、行刑の方面において特に進捗しつつあるのである。すなはち、行刑に關する刑事法制的發達は、法律をして促進的な機能を営ましめつつあるのである。それは、もはや、かの法治國思想に見るやうな制限的な機能のものでない。最近の行刑立法は、もはや行刑吏員の執務規程たるものではなくして、行刑をして意義あり價值あるやうに經營されしめべく、行刑吏員の行動の基準を示すものである。行刑吏員は、そこには、單に國家の權力を強行し、受刑者に對して屈從を迫るものではない。そこには、國家の理念が明かにせられ、國家の技術が適用せられ、受刑者に對しても、亦、これを國民として國家の惠澤に浴せしめむことを期するものである。——われわれの考へてゐる國家、さうして經營してゐる國家は、犯罪人に對して争ふべくあまりに強く、倫理的で、さうして賢明なものである。——これが文化國の面目である。

三 わたくしが行刑における三位一體の原理を説くのに對し、學者の或者は、これを技術的なものだとし、刑政の權威はこれに因つて全うせらるべきものでない、としたことであつた。その學者は、應報刑論、害惡刑論を主張してゐるその立場において、その言を爲されるのである。しかし、すべての人をして働かしめ、すべての人をして働かすに依つて修養せしめ、さうして、すべての人

をして働きの能率を發揮せしめるといふことは、社會政策の原理として、皮肉にも、むしろ、行刑の部門において考へ出されたことであり、行刑の領域において先づ漸次實現されつつあるところである。國家がその權力を最も明白に行使しつつある行刑の範圍において、かやうな國家理念と、かやうな國家技術とが考慮されつつあるところに、實に行刑の國家理論的思想的意義が成立するのである。行刑の文化的意義はそこに存する。『社會政策は刑事政策からはじまる』といふ皮肉な逆説的な提言が、そこに、いろいろの方面からの嘲罵にかかはらず成立するゆゑんのものがあるのである。

わたくしは、かやうな見解が、刑政に關する比較法學的世界法的趨向であることを附言しておきたい。さうして、そのために、一九二五年の國際刑務會議において、議長のジョインソン・ヒックスが開會の辭として述べたところの一節を引用しよう。曰く、『從來は、政府は、犯罪人を逮捕し、これを監獄に投じたとき、社會に對する責任を全うしたものと信じたのであつた。しかし、今日においては、その時から政府の責務がはじまるものと爲すのである。國家は、人を逮捕し、その自由を剝奪した場合においては、重い責任を自覺せねばならぬ。それは、受刑者を適當に處遇し且つ教育するといふことである。法律の禁令に背いた者は、しかく罪を犯したればとて人間としての權利を喪失するものではない。若しその受刑者がその刑期を了りて釋放されたとき、市民として社會における自己の義務を完うするに必要な精神上及び身體上の能力を缺くが如きことあらむか、國家は決してその責務を全うしたといふべきではない。それは、ひとり社會に對する

責務を全うしたものでないばかりでなく、又受刑者に對する責務を全うしたものともしないべきでない。受刑者の矯正にして可能ならむ限り、これを精神的に且つ身體的に改善せねばならぬ。かくして、はじめて、善良なる市民を、その身體及び財産に對する侵害につき保護すとの國家の責務が果されるものである。さうして、この方法に依つてのみ國家の責務は全うせらるべきである。これが、今、刑政に關する國際運動の基準とされてゐるところのものである。

(昭和九年十二月十日)

この書は、刑罰の執行の責任を全うするに必要とするものである。受刑者の矯正は、その身體及び財産に對する侵害につき保護すとの國家の責務が果されるものである。さうして、この方法に依つてのみ國家の責務は全うせらるべきである。これが、今、刑政に關する國際運動の基準とされてゐるところのものである。

## 明治前期の監獄法 (二)

細川龜市

本 號 目 次

三	收 監
四	拘 禁
五	戒 護
六	作 業

### 三

收監の手續は、先づ五年の監獄則(雜則)に見える。すなはち、始めて入獄の者は、裁判官よりその郷貫、姓名および犯罪の見込を記して、これを獄官に送る。そこで獄官は更にその郷貫、姓名を本犯に證してこれを囚籍に記し、次にその身體の肥瘠、長短および重量を記すが、若し黒子や癩痕があればこれをも記す。再犯および准流以上の者その他兇惡の者は更にその寫眞を撮つて逃亡のとき逮捕の用に供する。次にその衣服を検し、隠匿物があればこれを領置し、未決者は再びその衣服を着せしめるが、既決者は直ちに獄衣を着せしめる。

次いで十四年の改正監獄則はその内容大體右と異らないが、便宜上これを検討して置きたい。先づ新たに入監する者あるときは、典獄が拘引狀、拘留狀、收監狀または處刑宣告書等の文書を査閲してこれを領し、囚人領收の證を引致し來りたる者に交付する。その文書なくして引致せられたる者を入監するを得ない(第十條)。而して新たに入監する者あるときは、名籍の樣本に照しその要領を詳録し、一小房内において全身を搜檢し、利器その他の物件の携帶を禁ぜねばならない(第十二條)。また女囚にして三歳未満の乳兒を携帶せんと請ふ者あればこれを許すこととなつてゐるが(第十一條)、この點は間もなく若干の改正を見た。すなはち十六年の五月一日の内務省伺によれば、拘引狀、拘留狀、收監狀等を執行し、若しくは現行犯を逮捕するに當つて、被告人または犯罪人が幼兒を携帶するときは、該兒はその地に家元または親族あればこれに引渡し、若し家元並びに親族な

ればこれをその地の戸長に引渡し、戸長は家元または親族をして引取人を差出さしめ、これに引渡すべきこと（第一條）、前條の場合において、家元および親族等なきか、たとひ有つても赤貧且つ老幼等その他止むを得ざる事情があつて引取人を差出し難きときは、その地の戸長において恤救規則に適當する者は同規則によりて救助し云々（第二條）、また三歳未満の幼兒を携帯入監せし者も、該兒が三歳以上になれば退監せしむべき規則であるから、豫め典獄よりその家元または親族に通報して引取人を差出さしめ、直ちにこれを引渡すべきこと（第三條）、その他を伺ひ出でたるに、右の第一條乃至第三條は伺の通り心得べしとの太政官の指令を得た（十六年六月七日）。これによつて、三歳未満の幼兒といへども努めて携帯せしめざる法策を採り、萬止むを得ざる場合にのみこれを許すこととなつたのである。幼兒の教育上しかあるべきことであらう。

在監人を他監に移すときは、その名籍または處刑の宣告書その他必要の文書および領置の物品を具して送致すべく、その發遣の途中における行状は、押送官吏これを記述して典獄に報告することを要し（改正監獄則、第十二條第一項）、在監人を裁判所または他監に押送する

ときは戒具を用ひ、男女を別することに定められてゐる（同上第二項）。なほ、要犯疑獄にかかる者を拘禁する未決監においては、その氏名を呼ばず番號を以てこれに代へる、但し着衣の外襟に白布を縫着し、その番號を墨書し、監房を出入することに布を以て覆面し、眼の當る所に小孔を穿ちて共犯者をして共に拘禁の身たることを窺探するを得ざらしめる（同上、第十七條）が、已決囚の獄衣は赭色とし、懲治人の衣服は淺葱色とす（第六十五條）。獄衣はすべて筒袖とし、長短二種に分つ。男の通常服は長衣、就役服は短衣とし、女服はすべて長衣であり（第六十六條第一項）、獄衣の外襟には白布を縫着し、これに番號を墨書する（同上第二項）こと未決囚と異なる。

四

歐米における拘禁制の沿革は本稿の直接目的とするところではないから、今ここには省略して述べない（一）。さて、明治五年十一月の監獄則は原則として一房一囚の獨居制を採用し、若し止むを得ざる場合には一房に五人まで收容することを認めた。これ雜居制の例外的併用であるが、假令かく雜居せしむる場合にあつても、その人

數は奇數を用ひて偶數を用ふるを許さない。それは猥褻のことあるを防ぐためである（第一條）。しかし、獄舎は樓二層または三層であつたから、囚人の食事所、夜具所などはこれを各層の一隅に設けることとなつてゐる（同上）。累進制の如きは、もとより未だそこに見出されな

し。しかるに、十四年の改正監獄則は獨居制の原則を放棄して、雜居制を採用した。これには歐米法の影響があると思はれるが、しかし、單一なる雜居制ではなくて、いはゆる分類主義が採られてゐる。すなはち、すでに論及したことがあるやうに、已決囚は各刑名に従つて、その監房を別異し、またその中でも次に記載せるものをそれぞれ別に

- 一 十六歳未満の者と満十六歳以上の者
- 二 満十六歳以上二十歳未満にして再犯以上の者と同上の年齢にして初犯の者
- 三 初犯の者と再犯以上の者（第十六條）

これは、いふまでもなく犯人の教化を考慮してかく分類したものである。しかし、この改正則にも累進制は、いまだ採用されてゐない點に注意すべきである。なほ、男女監の嚴別については先きに述べた。

一 この點については、正木學士著『全訂改版監獄法概論』（昭和九年第三版）、第六七頁、參照。また瀧川幸辰氏『刑法史の或る斷層面』（昭和八年）、第一一五頁以下をも併せて參照。

五

ここに戒護といふのは、監獄における保安處分を指す。多數の囚人を收容する監獄内では、逃走を企てる者や、自殺をはかる者や、喧嘩をする者や、騷擾をなす者や、疾病の流行等々、種々なる現象が起るが、これ等の現象を未前に防ぐことは監獄の重大なる責務であるから、監獄がその責務を盡す手段がすなはち戒護なのである（一）。

明治前期の戒護として先づ注意すべきは脱獄逃走者に關する場合である。犯人に對する處遇が苛烈であり且つ獄舎の設備が不完全な時代に遡るほど、脱獄逃走者は益々その數を増加する危険と可能性があつた。従つて、その制裁も亦きはめて極端であつて、明治二年二月、伊那縣より刑法官への伺の第二條は、一脱走スルモノハ罪ノ輕重ニヨラス刎首ニ行フと言ひ極刑を課すべき伺ひをなしたるに、刑法官はこれ

に對し、初犯の者なれば刑期を倍加し、若し再犯者なれば皆刎首せよと回答してゐる。これが如何に封建的舊制に立脚してゐるかは、ここに多く論ずるまでもないであらう。しかし、これはひとり伊那縣のみに限つたことではなく、全國廣くこの種の制裁が行はれてゐたものに相違ない。

然るに、三年十二月の新律綱領は、獄囚の脱監および反獄逃走に關し次のやうに規定してゐる。すなはち曰く  
凡罪ヲ犯シ囚禁セラレテ脱監及ヒ越獄シテ逃走スル者ハ各本罪上ニ二等ヲ加ヘ罪流三等ニ止ル本罪死スヘキ者ハ常律ニ依ル

若シ罪囚反獄シテ逃走スル者ハ皆斬同牢ノ囚人反情ヲ知ラサル者ハ坐セス  
其罪囚水火震災ノ變ニ因テ逸出シ投歸スル者ハ斬絞以下各一等ヲ減ス

先づ第一の場合に就いて考へるに、(平穩に)脱獄逃走する者は各々本罪の上に二等を加へるのであるから、例へば徒一年の者が逃走すれば二年となし、杖六十の者ならば八十となすのであるが、しかし、それも流三等すなはち流二年より重からしめてはならない。従つて逃走者が死刑囚であつたならば、その罪を加重することが出

來ない。次に第二の場合に就いて見るに、獄を破つて逃走する囚人はその情状もつとも重しとなして死刑の極刑たる斬に處するのであつて、この點に舊時代の餘燭が燃えてゐる。さうして、逃亡囚の反情を知らざる者はその罪に坐せないとある反面解釋によれば、これを知り乍ら獄官に密告せざる者は當然に處罰を受けたであらうことが豫想せられる。最後に第三の場合には、水火震災の變に乗じて逸出したる囚人にして投歸すれば、各々一等を減ずるのであるから、斬は絞に、絞は流二年等々にそれぞれ減ぜられるのである。しかし要するに、新律綱領におけるこの規定は、いまだ多分に封建的色彩が濃厚であることを感ぜしめられる。その刑罰が大寶および養老律に立脚することは、ここに改めて多言を費すまでもない。

新律綱領のこの規定は、六年六月の改定律例によつて若干の變化を見たが、しかし、その根本精神においては大いに異なるものがある譯ではない(第二百九十三條乃至第三百七條參照)。これは未だ歐米法の影響を顯著に受けてゐない一證左と見るべきであらう。その後、九年二月と十年三月とに若干の改正があつたが、それとても根本的なものではなかつた。

火災その他の天變地異の際には如何にしたかと言ふ

に、明治元年十二月、東京府は刑法官に對し、『在牢囚人共ノ儀、近火ノ節ハ罪狀ニヨリ、兼テ難ニ切放ニ旨達署候者ヲ除クノ外、一同切放、申渡ヲ守リ三日ノ間ニ立戻候モノハ罪科一等ヲ宥候舊幕府仕來ノ通、可ニ相心得ニ哉ノ旨囚獄長ヨリ伺出、右ハ舊刑律ニ、本罪相當ヨリ一等輕可ニ申付ニ旨有レ之候ニ付、仕來ノ通可ニ心得一段可ニ申渡ニト存候、就テハ其御掛囚人ノ儀モ同様爲ニ相心得ニ可ニ申哉、此段御問合ニヲヨヒ候也、』と問合せたるに、刑法官はこれに對し『御掛合之趣致ニ承知ニ候、不レ遠御規則モ相立可ニ申候間、當分ノ内御同様相心得居候、其筋ヘ可ニ然御達可ニ有レ之候、此段及ニ御答ニ候也、』と回答した。すなはち、舊幕府の制を臨時的に踏襲したのである。

一兼而掛々ヨリ達有レ之出火之節、難ニ切放囚人並病人ハ手當イタシ、當府並兩溜之内へ差送り可ニ申候事、  
一翌晝九時迄ニ同向院へ相集候者ハ兩溜並彈内記牢へ直ニ分配可ニ致候事、  
一市中於テ横行致候囚人ハ直ニ捕押可ニ差出ニ様夫々可ニ申渡ニ候事、  
と言ふ風に改正したいと提議し、刑部省も亦これに異議なく賛成したので、三日以内に歸獄すべき規則が翌日の晝九時までに短縮されたのであつた。この規則はその後しばらくは維持されたが、十四年の改正監獄則は、監獄の近境より發火して罹災の虞あるときは、司獄官吏その形勢を量り、在監人を他所に押送してその災を避けしむべきであり(第三十五條第一項)、若し水火風震その他激甚なる變災に際し、在監人を押送するの追なきときは、要犯疑獄にかかる者を除くの外は一時解放することが出る(第三十五條第二項)が、その歸監すべき日限については規定を缺いてゐる。

一近火之節、構内へ火移候ヲ合圖ニ囚人切放、翌日晝九時迄ニ本所同向院へ立歸候者ハ罪一等ヲ可ニ赦申ニ哉之事、

一 正木學士著『全訂改版監獄法概論』第八八頁

一 わが國において近代的自由刑が生誕し、監獄が犯人をして眞の社會人に還善せしめるための教育場となるに至ると、ここにその犯人教育の重要手段として作業を行はしむるに至つた。尤も、この作業を強制せられるものは原則として懲役人であるが、五年の監獄則は、二十歳以下懲役満期にいたり悪心いまだ改まらざる者、或は貧窮にして營生の計なく再び悪意をさしはざる嫌ひある者は、獄司これを懇諭して長く懲治監に留めて營生の業に勉勵せしむることとし、また脱籍無産、復籍し難き者にして本刑懲役の限満ちたる後は、皆この監に移し罪囚と區別して工藝を習慣せしめ、獨立活計の目途を立てたる後、本人の望みの地へ入籍せしむる定めとした（第十條）。これは監獄と感化院との混同されたものであるが、しかし、作業を強制さるべき『犯人』で無い點に注意すべきである。また、十四年の改正監獄則にも、定役に服せざる囚徒といへども、典獄これを勸誘してその將來の生業を計り、攝生または親屬扶助のため勞作せんと請ふに至らしむることを要する（第四十六條第一項）し、未決監に在る者の坐作の業をなさんと請ふときも亦これに同じとなした（第四十六條第二項）。しかし、これ等は作業を權力的に強制するものでない點に特色があるのである。

囚人に生業を授け正常なる社會人たらしめんとする精神は、人足寄場の傳統的に發達し來つたものなること疑ふの餘地がない。明治二年二月、伊那縣より刑法官への伺ひに、

一 徒刑罪人共夫々苦役セシメ、所業相應、日々手當相定、差免ノ節與へ遣ス積リ（第一條）

とある如きは、ひたすらなる犯人自身の還善のみを目的とし、國費の一部償却の觀念のいまだ存在しないものである。尤も、犯人の中には作業を嫌惡する者が少くなかつた。それは當局者の意思を誤解せる結果もあるであらうし、官吏の不當作業酷使の如き事實の反撥せるものや、また犯人の懶惰等に由來せるものもあるであらうが、その理由の検討はしばらく別として、三年十一月の徒場掛より刑部省へ提出したる伺書は頗る奇異なるものであつた。特にその第三條に曰く、

一 無能ノ徒人エ課業致候モ神前ニ於テ圖爲探候事、

此條ハ、徒人共へ課業致候モ銘々ノ業ヲ聞シ申付來候處、多人數中ニハ無能無頼、何ニモ業筋不レ知旨申立、申付方ニ當惑致候儀間々有レ之、右等之節ハ其者ノ身ヲ爲ニ清メニ神拜爲レ致、社前ニ於テ圖ヲ探

セ、其當り場へ引出苦役致候ハ、當人モ神威ヲ畏レ働方出精可レ致敷、其外無精者或ハ職業ヲ相撰ミ又ハ黠智ノ徒人ハ僞リ申立、職業心得居候風體ヲ爲シ申シ立ル輩杯ハ、右之通所作爲レ致候ハ、心ニ神威ヲ畏レ、自然ト業筋相勵可レ申候事

すなはち、無能無頼にして何等職業を知らないと申し立てる囚人には作業を課するに困惑するから、神前で圖を引かせ、その當り圖によつて作業を命ずるといふのであつて、これその精神を古代および中世の神誓裁判の名残りを汲むものである。しかし、流石に刑部省はこの伺ひを許可することが出來ず、

但第三條追テ差圖可レ致事

と指令した。當時の獄官が如何に傳統的思想に捉はれてゐたか、及び囚人の性質の一斑を知り得て妙である。

しかし、その後間もなく、作業の目的はヨリ昂揚せる形態に發展して行つた。これまでは作業を課することは犯人の改善のみを目的としてゐたが、しかし犯人は國家の費用を以つて衣食し作業してゐるのであるから、その作業収益を割いて國費の一端に充當する政策が採られるに至つたことが即ちそれである。三年の新律綱領（名例律上）には早くもこれに關し、凡そ徒は府藩縣の徒場

に入れ、地方の便宜に従ひ強弱の力を量つて業を與へて役使し、その工錢の十分之一を囚人に給するが、その半は官に領置して釋放の際に生業の資として與へることと規定し、依然として舊例を逐つてゐるが、翌四年十一月三日の大藏省達は、雇工の力役を以て徒刑入費を補はしむるに至つた。その率は明かでないが、十四年の改正監獄則は作業収益の十分之一を囚人に與へ、その餘は監署に收むることとなつてゐる（第五十一條第一項）。しかし、作業益金と國家の獄費支出とは容易に均衡をとり得ず、九年九月三十日の内務省伺によれば、明治七年度懲役經費は三十萬圓餘に達したに反し、その工錢は僅に十七萬圓にしか過ぎない有様であつた。——かやうにして、我が監獄作業の目的は次第に開展して行くのである。なほ定役に服する者の作業は刑名によつてこれを斟酌し、各人一日の料程を定めて服役せしむるが、滿十二歳以上十六歳未滿の者、滿六十歳以上の者、及び病後の疲勞若しくは身體の虚弱により勞作に堪へざる者は、體力に應じて作業の料程を寛恕する（改正監獄則、第四十二條第一項）標準が定められた。

二 作業の種類には、官司業、委託業、受負業および私貸制の四つがあつた。

官司業は専ら主管官廳の指揮監督の下に行ひ、官の計算において一切を行ふ方法であつて、これは早くから發達した。すでに三年十一月の徒場掛より刑部省への伺書は、獄内の製品を市中へ賣り弘めやうとするも、町人達はその情實を知つて居るので假令品物よろしくとも格別の安價の由を申し、品物を見下げて何分にも賣捌きに困惑するから、徒場で製造した物を當場で使用することとすれば、必要品を市中より買入れるよりも餘程利益であるから、今後は綿布製品、大豆、鹽、醬油、野菜物等を自給自足したいと言ひ、刑部看もこれを許可してゐる。

次いで同年十二月の福島縣徒場規則によれば、囚人を官内外掃除、曠野開墾、道路堤防橋梁の普請、材木その外諸運送、米搗、繩作、草鞋作り等々の作業を課してゐるが、これも亦官司業に編入さるべきものであらう。しかして五年の監獄則（懲役第五條）も亦これとほぼ同じく、常人懲役を五等に分ち、第五等を土石運搬、荒野開墾、米搗、搾油、碎石等に使用し、第四等を官邸の造營、街路の修繕、煉化石の調土および耕耘に、第三等を木工、竹工、籐工、鍛工、石工等々に、第二等および第一等はほぼ第三等に同じとなしてゐるが、これ等ももとより官司業内における分類であらう。なほ、十四年九月

には、東京集治監において製造する煉化石は諸官廳を始め商家よりの需要甚だ多いが、今回陸軍工兵方面より多大の注文があるから大擴張したいと内務省に上申してゐる。この頃になると官司業もその運営はなほだ圓滑になりつつあつたものの如くである。官司業にも元より一利一害があるが、囚人の作業教育が徹底する點に大なる長所を有してゐる。

次に委託業であるが、わが國では委託業は餘り發達しなかつた。それは官司業と受負業とが大に行はれた結果であらうと思はれる。さて二年二月の長崎府徒刑規則は、精米の委託のことを詳記してあるが、今それによれば、次の如くである。第一條、精米を願ひたき者は徒刑場門内の商人詰所へ申し出づべし、尤も遠路の者はその最寄にて出入商人へ申し出づれば、早速徒刑役所より受取の者を差遣し、その日より三日内に精米し、且つ至急の旨願ひ出づれば即時に精米いたす。（第二條略す）第三條、精米は極白に致して返却し、若し精米悪しき節は遠慮なく申し出づべし、その節賃錢には及ばない。第八條、精米ならびに人足賃は、五斗俵は一貫文、四斗俵は八百文、三斗俵は六百文と定める。——以上の如くであるが、委託業に關する事例は多く見出されない。

受請業に就いては、初め府縣によつて各々便宜の取扱ひをなされてゐたものの如くであるが、明治九年十一月にいたり懲役人他管出役條例が定められた。この條例を定むるに至つたのは同年九月三十日の内務省伺に緣由するものであつて、その伺には『頃日長崎縣管下高島石炭坑其他鑛山稼主等ヨリ便宜ヲ量リ、地方ノ懲役人傭使致度旨願出ルヲ以テ、其管廳ヨリ伺出候向有之、勘考候處、方今各地方ニ於テ既決囚人工役ノ方法未タ振興ニ至ラス、或ハ既決囚人工業ナクシテ徒ニ獄内ニ坐食セシメ僅ニ衣食費ヲモ償フ能ハサルノ向不レ尠、加之、各地方罪囚漸次増加シ、囚人容ル、所ナキニヨリ、不レ得レ止獄舎ヲ増建シ懲役場ヲ開擴シ、或ハ笞杖實決ヲ行フ者有之、如レ此ノ實際ニ就テハ專ラ囚人ノ工役技藝ヲ注意興起シ、隨テ各囚授産勉業ノ目途ヲ立、且官費ノ幾分ヲモ減却セサルヘカラス、（中略）今右等ヲ許可スルカ如キモ亦其方中ノ一端ニ有之、』と言つたので、ここに同條例が制定されることとなつた。この條例は全文十三箇條より成り、役囚の遞送方法、費用、服役、戒護などを規定してゐるが、その第九條に、『人民ノ工業上ニ係リ役囚ヲ傭役スルヲ聽スト雖モ看守及ヒ衣食ノ給與等全ク傭主ニ委ス可ラス必ス管廳ニ於テ看守スヘシ』と言へる

によつて、この條例が受請業に關するものたることを證してゐる。

次いで十四年八月には警視廳所轄在監人の請負工役規則を定めた。これは全文二十三箇條より構成され、各監獄内に設置する工役は一切受請たる原則とし、（第一條）、獄内の工役は各監獄により異同あるが、鍛冶橋監獄は印刷工、紙工、市谷監獄は染工、靴工、機工、藁工、紙漉工、木工、裁縫工、石工、籐工、泥工、米麥搗、炭團工、味噌醬油製造を、石川島監獄も亦ほぼこれと同じき種類の工役たることを定め（第二條）、これ等の工役のうち一種または數種を受負ひ囚使を雇使せんとする者あればこれを許す（第三條）。しかし、受負者は獄則および工役規則を遵守し、典獄ならびに主務官吏の指揮を受けることを要し（第四條）、看守は制規の通り官よりこれを附する（第六條）。工役時間や免役日等は總て獄則に従ふこと言ふまでもなく（第十條）、その受負契約は一ヶ年を一期と定め、満期に至りて更に契約する（第十一條）。その他、雇錢の支拂ひ方法や役使心得などが記されてゐるが、ともかく、この規則は受負業に關する最初の纏れる規制である點に注意すべきである。しかして、十四年十月に至つてこの規則は改正されたが、全文二十

五箇條となつた以外には大なる變化がない。要するに、この受負規則が警視廳管内監獄の根本制規となつたのである。

最後に私貸制であるが、これは寧ろ異例に屬すると見るべきであらう。わたくしは、今その一例として懲役人を小笠原島に移して農業の傭役に就かしめた一件を指摘しよう。十二年二月二十八日の内務省伺に曰く、『懲役人ノ中、其刑期永年ノ者ハ往々北海道其外南海諸島ヘ發配ノ見込有之候處、小笠原島ノ儀ハ今般裁判所被<sub>レ</sub>置、獄舎建設相成候ニ就キ、懲役永年ノ者若干ヲ送移シ假ニ役場ヲ相設ケ、力役ニ從事セシムヘキノ目的ヲ以テ追々調査候處、府下神田區末廣町三十三番地平民吉野善之ナル者、兼テ該島ノ形況ヲ探知シ這回懲役人ヲ傭入<sub>レ</sub>渡航ノ上、農業ヲ興起イタシ度段、別紙願出候ニ付、至極ノ機會ト存シ願意聞届申度、就テハ先ツ警視監獄内ヨリ終身刑ノ者ニテ凡ソ男女囚二十名ヲ送移シ、(下略)』と。これは同年三月十七日に太政官の許可になつたが、これが私貸制であることは、同年二月の吉野善之の願書に、『外役ニハ護送ノ者モ附著候事ニハ候ヘトモ、護送ノ儀ハ横濱船場迄ニテ、舟中及ヒ該島上陸ノ後ハ私共ヘ委任ナシ下サレ候ヘハ、厚ク守衛仕リ候、此儀ハ私共元ト聊

巡查モ奉職致シ居リ候コトニ候ヘハ、決シテ輕漫ノ取扱ハ致シ申サス、鄭重ニ保護致シ使役致候、』と言ひ、また同月同人の別の上申書にも、『私儀兼テ懲役人ヲ小笠原島雇入ノ儀奉<sub>レ</sub>願上候上ハ、衣食等ノ諸費ハ悉皆私ニ於テ引受辨償仕候』とあるによつて明らかである。官がこれに對して賃貸料を徴收してゐない點において、いはゆる賃貸制とも異つてゐる。しかし、十四年の改正監獄則ではこの點の規定が見えないから、恐らく間もなく廢止されたものであらう。

三 作業時間に就いて見るに、三年十二月の福島縣徒刑規則では何等明定するところが無いが、一ヶ年に二十日の休日を與へてゐる。ところが、四年二月の徒場規則によれば、毎朝六ツ半に始り夕七ツ時に終り、休日は毎月一日、天長節、御忌日、正月元日より七日まで、七月十五六日、十二月二十五日より晦日迄となつて増加した。然るに五年の監獄則ではその規定が一層綿密になり、囚人は六時に起床して七時に就役し、十一時に休息する。さうして午飯後一時に再び開役し五時に至る。その勞働は八時間制であつて、長時間勞働といふことが出來ない(懲役、第六條第一項)。しかし、五月一日より七月末日までの間は午後まで休息し終業を六時まで延長

するが、(同上第二項)、その勞働總時間には變りがない。この規制は改正監獄則によつて更に改められ、定役に服する者は毎朝日の出の頃に起床し、各その監房を掃除し終つて喫飯せしめ、起床より各一時間を経て就役せし

むるが、午前十時前後に湯または水を與へ、正午十二時に休役する、食後しばらく休憩して再び役に就き、日没前に終業せしめる(第四十九條)。これを精密に表示すれば次の如くである。

月名	起 床	就 役	小 憩	午 飯	罷 役
一月	前午 七時〇二分	前午 八時〇二分	前午 第十時ヨリ 十分時間	午正 五十二時ヨリ 五十分時間	後午 三時卅分
二月	六時卅八分	七時卅八分	第十時ヨリ 十五分時間	十二時ヨリ 間	三時五十分
三月	六時〇六分	七時〇六分	同上	同上	四 時
四月	五時卅二分	六時卅二分	第九時四十分ヨリ 廿分時間	同上	四時卅分
五月	五時〇一分	六時〇一分	第六時ヨリ 卅分時間	十二時ヨリ 一時卅分時間	五 時
六月	四時四十九分	五時四十五分	同上	十二時ヨリ 間	五時廿分
七月	四時五十分	五時五十一分	同上	同上	五時十分

八月	五時十六分	六時十六分	同 上	同 上	四時五十分
九月	五時四十八分	六時四十八分	第九時五十分 ヨリ廿分時間	十二時ヨリ	四時廿分
十月	六時廿二分	七時廿二分	第十時ヨリ	同 上	三時四十分
十一月	六時五十二分	七時五十二分	同 上	同 上	三時廿分
十二月	七時〇八分	八時〇八分	第十時ヨリ 十分時間	十二時ヨリ 五十分時間	同 上

この結果、労働時間は延長されることとなつたが、それを時期によつて調節せる點に一特色が見出される。なほ、服役を免する日は、一月一日、二日、元始祭、孝明天皇祭、紀元節、春季皇靈祭、神武天皇祭、秋季皇靈祭、神嘗祭、天長節、新嘗祭、十二月三十一日及び父母の喪の日と定められた(第四十四條)。

四 囚人の作業工錢を如何に處置したかは、初期においては明徴を缺く。三年十二月の新律綱領(名例律上)には、工錢十分之一を囚人に給し、その半を官に領置して放免の際に郷里へ還し生業を營む資に充てしむることとなつてゐるから、この頃までは恐らく人足寄場の制が

踏襲されてゐたものと考へて考支へない。同年同月の福島縣徒刑規則にも、囚人工錢の内より食料、衣服の費を引取り、その餘を積金となして放免の際に渡す定めになつてゐる。さうして、翌四年二月の徒場規則においても、『徒人働賃錢之儀ハ毎月兩度ニ取調、半高預り置、年限済引渡ニ相成候節、御入用金ヨリ仕拂候事』とあり、これ等はいづれも賃金主義的傾向を帶ぶるものであつて、賞與金主義と隔絶してゐる。

この方針は五年の監獄則においても繼承せられた。即ちその懲役第十二條工錢の條下には、凡そ役囚一等に進めば、その製作する物品を販賣してこれを官に領置し、

その内より、毎日錢百文を給與し、放免の日に右の日給の百文と毎日の食費とを除き、その殘金は悉くこれを還付する規定がある。ただ監獄および器械の修理その他百一般の入費は、皆第二等以下總囚の工錢、備錢を以てこれに充つることとなつてゐるから、この點において舊例に一步を進めてゐると言ふべきであらう。九年十一月の開拓使管内懲役人備工錢及手當給與方に關する開拓使上申によつても、囚人の作業の種類に従つて日給額を明定し、この給與錢の半額は毎日これを給し、その半額は官に領置して放免の日に給與すべきものとしてゐる。要する、明治十年頃までは工錢の給與に關し囚人の改善といふことが根本的に精考されてゐなかつたし、人足寄場の平面的發展にしか過ぎないものであつたと見ることが出来るやう。

然るに、十四年七月にいたり太政官達第六十四號を以つて在監人備工錢規則なるものを發布された。これは全文七箇條であるが、その發布の理由は切實なる實際的の必要によるものであつて、同年六月二十日の内務省上申はこの間の事情を説明すること審である。すなはち曰く、『本年第十三號公達ヲ以テ在監人給與規則ヲ定メラレ候處、其食料ハ従前ニ比スレハ大ニ粗惡トナリ、而シテ囚

徒ノ最モ意ヲ屬スル備工錢給與ノ方法従前ノ規則其儘施行スル時ハ、自然囚情ニ關シ暴戾ノ念ヲ起シ、容易ナラサル妨害ヲ來スモ難シ計、況ンヤ近來各地方の囚情不穩ノ色アリ、所遇方實際頗ル困難ノ事情陸續相聞ヘ候、因テハ兼テ上申候通、監獄則速ニ御發行、遇囚ノ方確立相成度處、于今御頒布不ニ相成、然ルニ在監人給與規則ハ來ル七月一日ヨリ實施ニ可ニ相成候處、右ニ對スル備工錢給與ノ方法、従前ノ通りニテハ彼此權衡ノ宜ヲ得ス、大ニ囚情ニ關スル儀ニ付、差當リ此際先般上達セシ監獄則草案第二條工錢ノ部ニ基キ、他日同則御頒布ノ日ニ至ルモ支障ナキ様定メラレ度、』云々、と。されば本則は改正監獄則と殆んどその内容を一にするものであつて、本則第五條『在監人給與規則第七條ニ從ヒ』が、改正監獄則では『第六十九條ニ從ヒ』に改書されてゐるに過ぎない。

さて、今本則の内容を見るに、定役に服する囚徒にして現役一百日を経れば、始めて各自の工錢を料定し、これを十分してその一分を與へ、餘分は官署に收める(第一條第一項)。さうして、官役に服せざる囚徒および未決囚にして作業する者の工錢は、十分してその三分を監署に收め七分を與へる。なほ、定役に服する囚徒にして當日の料程を畢り猶ほ作業する者の料程外工錢はこれに

準する（第一條第二項）。次に、尊屬親の情願によつて懲治場に入れたる者にして、その尊屬親より衣食費を自辨する者の工錢は、その全部を與へるが、衣食費を自辨し得ない者および刑期満限の後頼るべき所なくして監署傍の別房に留置したる者は、その工錢の内より衣食費を控除したる残額を給與する（第三條）。しかし、在監人に與ふべき工錢は監署に領置し、毎月始めにその前月の總計金額を知らしめるに止めるが（第三條）、ただ監署に領置の工錢は、本人の請によりて親屬に贈與することを許し、また書籍その他必要の物品および特に許されたる場合に限り食物を購ふことが出来る（第五條）。この各種の工錢は、その地の普通の傭工錢を標準とし、各自の技能に應じて一日若干錢と定める（第四條）。しかし、在監人死亡し監署に領置の工錢あるときは親屬に下付し、親屬なければ遺骸を領收したる故舊に下付するが、若し下付を受くべき者なきときは沒收する（第六條）。さうして、若し在監人逃走したるときは、既決囚の工錢は沒收し、未決者および懲治人の工錢はその親屬に下付し、親屬なければ沒收することとなつてゐる（第七條）。この規則が英佛制の影響を受けてゐるであらうことは、改めて論ずるまでもない。

五 作業中の傷病に對し如何なる處置を講じたかとい

ふに、これに就いては適例がある。明治十年九月、宮城縣にて懲役四十日の刑に處せられたる一囚人が鎮臺射的場建築に従業中、地所を平坦にするため小山を開鑿してゐたところ、忽ち一塊の土が崩れ落ち同人の左足に當つて骨折し治療を施したるに、全治百五十日間を要する見込であつた。然るに彼はそれより十四日後に滿期放免することとなつてゐたが、畢竟、驅役のため負傷したのであるといふので内務省の指揮を仰ぎ、療養手當として金五圓を支給した。然るに十三年八月に至り内務省はこの態度を一變する伺書を太政官に提出し、『……懲役人ノ服役ニ於ケル、尋常人民官私ノ傭ニ應シ一日若干ノ賃錢ヲ得テ自己ト家眷ヲ併セ養口スルモノトハ素ヨリ同視スヘカラス、畢竟罪科ニ依リ服役ニ管束セラレ、之カ爲メ死傷スルモ前文尋常人民ト同一視シテ其扶助手當ヲ給スルハ甚タ妥當ナラサル儀ト存候』と言ひ、作業による傷死囚に對しては一切手當または扶助料を給與せざる意見を開陳し、太政官またこれを許可した。今日から見れば右の骨折囚の如きはその刑期と言ひ負傷の程度と言ひ、手當には更に考慮すべきものがあつたであらうにも拘らず、手當を全廢した如きは當時における主管官廳の行刑思想の一斑を知ることが出来る。なほ改正監獄則（十四年）には、この點に關する何等の規定も見えない。

受刑者の映畫感到就て

豊多摩刑務所心理考查室

目次

- 一、序、調査の目的
- 二、調査手續
  - A 映畫の略筋
  - B 調査方法
  - C 調査日時及調査人員
- 三、調査の結果と考察
  - A 感想の分類
  - B 感想と罪質
  - C 感想と刑期の長短
  - D 感想と教育程度
  - E 感想と向性
  - F 其他
- 四、要約

一、調査の目的

凡そ百般の事象は、客觀的にはたとへ同一であつ

ても、之を観る人の異なるに従つて意味を異にし、又、觀る人は同一人であつても、その時々々の事情、觀る時の態度の如何に應じて異なる意味のものとして受け取られるといふ事は周知の事實である。映畫も亦その例外ではない。一般社會にあつては主として娛樂として觀られる映畫も、刑務所に於ては遙かに教化の意味に於て、情操教育の一助として觀せられるのであるが、映畫、ラヂオ、音楽は潤いの尠い受刑者生活にとつて、最も興味深い慰安である可く、彼等が之によつて甚大な感銘、影響を受けらるであらうといふ事は推察するに難くない。

こゝに於て、教化の意味を以て映寫せられる映畫を、彼等は如何に受け取るであらうか、如何に感銘するであらうか、従つて映畫教化の實は如何なる程度に擧げられるものであらうか。之が我々の第一の問題であつた。更に如何なる人々が、如何なる事情に於て如何に感じ

たであらうか。即ち、彼等の映畫感が、その罪質、教育程度、刑期の長短、向性、家庭感情、生育關係等と如何に聯關するであらうか。之が第二の問題である。以上二つの問題に答へるべく試みた、さゝやかな調査が次の一篇である。

### 二、調査手續

#### A 映畫の略筋

##### 題目『僕等の弟』

「就職運動に疲勞困憊した父、長い病の床に在る母、幼けな弟妹二人、そしてその中に健氣に立ち働く少年高瀬。これらの人々の間に、裏長屋の佗しい然し家庭愛に満ちた生活が營まれて居る。……眞夏のある午後、母は遂に病苦に打ちひしがれてこの世を去つたあと、間もなく父は働くが爲に、遠く四國へ、獨り旅立つて行かねばならなかつた。残された高瀬少年の弟妹を庇ふ涙ぐましい營みが、隣人や教師朋友の情の中に續けられて行く。……突如齋らされた『父病む』との報知は痛くも兄弟の心を打つた。豆腐賣りに、辻新聞賣りに、幼い三人の必死の努力は遂に實を結んで、歸郷の費用は父の許に送られた。……父歸る日。埠頭に待ち受けたものは、高瀬少

年の擔任教師が探して、與へてくれた父の職であつた。一家の上に輝かしい未來は微笑みかけて居る。」因みに、これは大阪の某所にあつた實話を映畫化したものであるといふ。

#### B 調査方法

我々は先づ、調査用紙に次の様に書いた。

「先日の活動寫眞について、あの時見た事や、聞いた説明や感じた氣持をよく思ひ出して、次の問題に答へよ。

- (一)「僕等の弟」を見て、どんな氣持がしたか。何を考へたか。出来る丈詳しく書け。
- (二) 話の筋に次の様な處があつたが、思ひ出せたら次の二問に答へよ。分らなければ抜かしてよい。
- (1) 君はその時どういふ事だと思つたか。何故そうなつたと思つたか。
- (2) 君はその時どういふ氣持がしたか。
- (イ) 教室で先生が與へる切符を高瀬少年が拒つた所。
- (ロ) 病氣の母が指輪を抜いて渡した所。
- 以下(リ)に到る迄、この映畫の中の問題となりさうな場面九個を抜き出して列擧した。この(二)番の問題は果して彼等が映畫の意味する所を正當に理解して

居るか否かを裏から確める爲に試みたものであつて、

- (一) 番の感想を理解する助けとしたのである。尙、この二問は別々の紙に記し、(一)番を書き終つて後に
- (二) 番の紙を與へる事とした事は勿論である。

受刑者に感想を書かせる場合には、それを書く時の彼等の心構へが重要視されねばならない。若し彼等の阿諛的な心から書かれる様な事があれば、之等の調査は殆んど無意味のものとなつて終ふであらう。勿論、然し彼等の特殊の境遇が何としても除かれ得ぬ以上、今回の調査とても萬全であるとは到底言へないが、書かせる直前に戒護主任から「感じた所をありの儘に書く可き旨」特に御注意のあつた事によつて些かなりとも、その缺點を補ひ得て居ると信ずる。

#### C 調査日時及調査人員

調査日時は昭和九年七月八日  
種々の都合から、約百六十名の回答より得られなかつた。その中、無記載及解釋に苦しむもの合せて廿二名を算したので、實數は百三十八名である。

### 三、調査の結果と考察

#### A 感想の分類

我々は先づ、百三十八枚の感想を読み返して見て、教化映畫であるとの見地から、之を

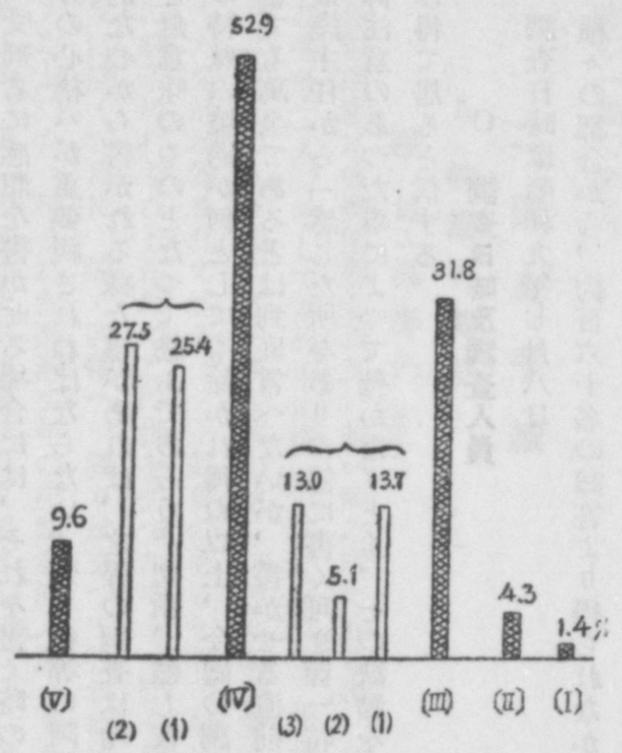
- (a) 道徳的價值判斷を含まぬもの と
  - (b) 道徳的價值判斷を含むもの とに
- 二大別し、更に之等を小分類して、次の表一に示す様な結果を得た。

それを百分率に直して圖示したのが表二である。こゝに改めて斷る迄もない事ではあるが、彼等がこの映畫から何を掴み得たかを示すものとしては現在、彼等の記した感想以外には持ち合せない譯である。或は文に拙くして、意を盡さぬものがあつたかもしれないが、我々は、それが何を示さうとして居るのかを読み取る可く能ふ限りの努力はした。そしてその限りに於て、これらの感想の示す内容が即ち映畫の彼等に與へた影響、効果を如實に表現するものと定めて立論して行くものである事を附け加へておく。

(a) 道徳的價值判斷を含まぬもの	(1) 映畫批評乃至鑑賞……………2名
	(II) 過去への追想……………6名
(b) 道徳的價值判斷を含むもの	(1) 感動……………19
	(2) 同情……………7
	(3) 批判……………18
	44

(b) 道徳的價值判斷を含むもの

[V] 現實社會に對する批判... 13	[III] 反省	(1) 反省のみを述べたもの... 35
	(2) 將來への決意を述べたもの... 38	73



以下實例を掲げ乍ら簡単に説明を試みたい。

(a)はこの映畫の含む道徳的因子を見出し得なかつたものである。之を二つに分類し

「I」としては次の様な例がある。「余り深い印象を受けな

ふ事をしみじく感じました。そしてあの場合あの父が採つた手段は誤りであると思ひました。己の力は己がよく知つて居る筈であります。...房一の様なしつかりした少年なればこそあゝした好結果を収めたのですが、若しあの子が誤つた道を歩いたなら如何でせうか。それこそ高瀬の家は滅茶苦茶になつて終つたでありませうと思ひました。」(H・T・放火)

(1)は即ち高瀬少年の健氣さを感歎して居るのであり、(2)は貧苦の父母の人知れぬ苦しみと同情したものであり、更に(3)は主眼を父親の採つた手段に對する非難に置いて居るものである。この他、或は映畫中の人々の兄弟愛に感歎し、親子愛を歎美するもの等、要するに「III」に屬するものは映畫内容それ自體についての感想乃至批評を述べて居る次第であつて、少くともこの映畫に對し道徳的判斷を下して居る點に於て(a)に比し一步を進めて居るものと見る事が出来る。こゝに教育的効果を幾分なりとも認める事が出来るであらう。只、彼等が未だ映畫を映畫として客觀視して居る段階に止つて居る點は次に述べる「III」に比べて劣るものといはねばならぬ。

「III」は自己反省を述べたものであり、之を更に二種に分つ事が出来る。

(1)「幼い少年でさへ社會の荒浪を物ともせず打勝ち、あまつさへ弟や妹を養つて働いて行く雄々しさ。弱い父を助け、孝

つた。それに何となく不自然の所があつて余り感心が出来なかつた。」(Y・I・通貨偽造) 映畫を全般的に見て批評して居る態度であつて、筋の運び方を難じて居る譯である。

「I」は映畫の内容と聯關して自己の過去を單に追想するに止つて居るものである。次の例がよく示して居る。「僕等の弟を見て私は自分の少年時代の事を思ひ出した。私もあの頃はよく母にお辨當を拵らへて貰つて學校へ行つたものでした」(T・K・竊盜)

(b)を我々は更に大きく三つに分類して「III」「IV」「V」とした。

「III」に屬するものの代表として次に三例を挙げる。

(1)「僅か十三歳の少年が父戀しさ、又父の傍に居たい許りに母亡き後弟や妹の身の廻りの事迄自分の一身に背負つて奮闘努力した事。我々の到底眞似の出来ない事を通學の旁ら朝早くから晩の暗くなる迄一生懸命に働いた。十二三歳といへば遊びたい盛りですに良くこれ迄に辛棒したと思ひます。」(T・S・竊盜)

(2) 失業はして居ても外面には悲しみを見せない父や母の氣持を思ふ時、内心は腸のちぎれる氣持である事があり／＼と思ひ當ります。」(T・M・竊盜)

(3)「失業は時として止むを得ない事でありませう。然し失業が如何にその家族、殊に純眞な子供達に影響を及ぼすかといふ事を知らず外面も憚らず正道に進み行く少年。今目前に自分を對照して實に愚なる我が身を省みざるを得ん。誠に赤面の至りであります。大いに考へさせられました。」(C・H・強盜傷人)

(2)「こんなに深い感じを抱いた事はない。父が子を慕ふ心と子が父を慕ふ心情とが融け合つて行く美しい行爲は、私の社會へ一步出た曉に祖母に父に一日たりとも傍を離れて自己本位の事はしなれないと思ふ心や切。自分も兄弟三人ある事だから祖母と父を中において生活戦に戦ひ、何事も祖母と父を中心主義として嬉しい事につけすべて圓滿なる生活を望みたい。と考へる。全く涙で迎へて涙で喜びを結ぶ所、自分も一日も早くあゝいふ最後の場面を社會生活の信條として父に對し、家庭に對して行きたいと思ふ。」(R・K・放火)

「私は非常に感激しました。涙を袖で隠した程でした。高瀬少年の行爲と過去の自分の行爲を較べて非常に恥しく思ひます。あの映畫を見て私は人間はやらうと思へば何でも出来るんだといふ感を一層強くしました。二階借りをし乍ら然も幼い二人の弟と妹を抱へて雄々しく活動して行く少年こそ、本當に私達の學ぶ可き教訓であると思ひました。私にも妹が一入ありますが、私は高瀬少年と反對に妹から注意されて居る始末です。出獄後は高瀬少年を手本として大いに働く決心です。」(Y・K・強盜未遂)



身體	—	—	4	5	—	9
財産	1	5	24	53	—	38
思想	—	—	4	3	12	19

(註) この表に示された總數は前項の表にあげた總數より少し減じてある。之はある事情の爲、整理が遅れたので、その間に出所して終つたりした關係等から、罪質不明の者が多少あり、それを省いて終つた關係からである。以下の各項に示す表についても同様の理由で、總數が多少宛異動して居る事をお断りしておく。

この表から特に顯著な關係を見出し得なかつた。只、思想犯(右翼、左翼合せて)の人々の過半数十二名迄が〔V〕に屬し、即ち現實社會に對する批判を述べて居り、且つ、これが〔V〕に屬するもの全體を通じて十三名なる中の十二名である點に特異さを見出し得るに止つた。

C 感想と刑期の長短

次に刑期の長短との關係がとり上げられる。例によつて表示しよう。

刑期類別	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上
I	0	0	1	1
II	2	1	1	0
III	(1) 5	4 } 9 0 } 5	0 } 6 1 } 5	5 } 10 1 } 4
	(2) 3			
	(3) 1			
IV	(1) 19	8 } 15 8 }	3 } 9 6 }	3 } 15 12 }
	(2) 11			
V	0	0	10	2
計	41	25	27	28

こゝに特に顯著に現はれて居る事は、〔III〕即ち映畫内容自體についての感歎、同情或は批判を述べるに止つて居るものと、〔IV〕即ちそれから更に進んで、内容を自己

との聯關に於て眺め、それを契機としての反省悔悟の情を披瀝し更には將來への決意を迄述べて居る者との間の比率が刑期の長短に應じて相違して居るといふ點である。即ち刑期一年未満の者にあつては〔III〕の九名に對して〔IV〕は三十名であるのに、三年未満の者に於ては九名に對する十五名、五年未満の者では六名に對する九名、五年以上の者では十名に對する十五名となつて居り従つて、一年未満の者にあつては反省悔悟の情を示した者の割合が他の刑期の者に較べて著しく多いといふ事を明白に示して居る。之が如何なる理由に基いて起つたものであるかは俄かに論斷する事は出来ない。或は刑期一年未満の者が長い刑期の者に比して一般に良質であるのかもしれない(少くともこの調査人員の範圍に於ては)。又或は、彼等が僅かに一年に満たぬ短期間で出所し得るといふ意識を持つて居る爲に始終緊張して生活して居り、従つて一々の刺戟に敏感に反應するに對して、比較的長期の者にあつては、その事が少いといふ様な事情があるのかも知れない。何れとも獨斷を下す事を避けたいと考へる。

その説明は充分には出来ぬとしても、兎に角、刑期一年未満の者に於て、特に教化的意義の深いであらうといふ事實は動かす事は出来ない。こゝに一つの考ふ可き點が存するであらう。

尙、〔IV〕のみについて、その中單に反省を述べた者と、將來への決意を述べた者との數の比率は刑期の短い

ものに於ては前者がより多く、刑期の長くなるに従つて漸次後者の率を増し、五年以上の人々に於てその最高に達するといふ事は一考に値する點であるが、今は何等の説明をも敢てせぬ事にしたいと考へる。

D 感想と教育程度

教育程度	類別					計
	I	II	III	IV	V	
小學校中途退學	—	4	5	8	1	18
尋小卒業	1	—	11	23	1	36
高小卒業	—	—	11	29	2	27
中等學校中途退學	1	1	7	12	—	21
中等學校卒業	—	—	1	6	1	8
專門學校程度以上	—	—	2	1	9	12
不明	—	—	5	9	—	16

(註) この表では尋小卒、高小卒、中等學校中退の三種のものを集めた數字を便宜上舉示してある。この人々は義務教育をさへ終へ得なかつたものと、中等教育を終り得たものとの中間に位するグループとしての意味に於て一つに纏めて考へ得ると思はれるからである。

この表に於て見られる著しい特徴は三つある。  
 (1)〔Ⅱ〕即ち過去への追想のみを述べて居る者が全部で五名あるが、その中四名迄は小學校中途退學者に見られる。彼等が義務教育をさへ終へ得なかつたといふ事情には、或はその知能の余りに低きによるか、家庭事情の余りにも悲惨であつたのによるか、乃至は本人の余りに怠慢であつたのによるか等種々の原因があるであらう。然しその何れであるにせよ、少くともこの感想に關する限りに於て教化的効果を發見し得なかつた人の大部分が彼等の中から見出されたといふ事は注意に値する事實である。  
 少し大膽ではあるが、この逆を言へば義務教育を終へて居る程の者ならば教化的効果の比較的大なる事を豫期して大過ないと言へるであらう。  
 (2)〔Ⅲ〕〔Ⅳ〕の間の關係について考へて見よう。尋小中退の組と、先に述べた小學卒業中學中退の組との兩方に於ては〔Ⅲ〕の數と〔Ⅳ〕の間に可成りの相違を認め得る。即ち前者の組では〔Ⅲ〕の五名に對する〔Ⅳ〕の八名。後者の組では〔Ⅲ〕の二十九名に對する〔Ⅳ〕の四十九名となつて居るのであるが、之が中學卒業の組になると〔Ⅲ〕の一名に對する〔Ⅳ〕の六名となつて極めて著しい差異を示して居る。詰り中等學校卒業程度の者にあつては自己を反省する傾向が甚だ著しくなつて居るものと言ふ事が出来るであらう。

(3)〔Ⅴ〕についてはその大多數が専門學校程度以上のものに含まれて居る事を指摘し得る。之は罪質の項でも述べた様に極めて特殊の事情によるものであつて、彼等の罪の殆んどが、國家社會を思ふて犯したものであつた如く、彼等が自己一身を先づ第二義的のものと考へて居るといふ點に於て了解せられるであらう。

E 感想と向性

向性 類別	外向型	中間型	内向型
I	0	0	1
II	2	1	0
III	(1) 6	5	3
	(2) 2	1	0
	(3) 5	3	5
IV	(1) 6	11	9
	(2) 4	9	17
V	1	1	3
計	26	31	38

(註) 向性の決定に當つては我々が受刑者に個別的に接して爲したものである事をお断りしておく。  
 表に明かである如く〔Ⅳ〕の〔Ⅲ〕に對する比率は外向型に於けるよりも内向型に於て著しく大きい。即ち内

向型に於て自己反省の甚しく多い事を示して居る。内向型は精神的エネルギー(リビドー)が内に、自己に向けられて居るものであり、外向型は反對に外界に向つて働く型である以上、この事實の理解は容易であらう。  
 尚、反省の中、將來への決意を迄述べたものが内向型に遙かに多い事も一言つけ加へておく。

E 其他

以上四項目に互つて述べたものの外に、尙、各人の生育關係(幼少時誰によつて育てられたかといふ關係)、家庭感情の有無、現在の家庫事情、入所以後經過した期間の長短等との聯關を調べては見たのであつたが、何等積極的に主張し得可き結果を見出し得なかつたので、こゝに敘述を省略する。

四、要約

前節に求め得た結果を要約すれば次の様に言ふ事が出来る。

1 我々の調査した受刑者等は、僅少の例外を除いてその殆んど凡てが、「僕等の弟」の中から道德的なものを掴み出した。加之、彼等の半數以上は、何らかの意

味に於て自己反省を爲す機會をこの映畫を観る事によつて與へられたものである。

この事から我々は、適當な映畫の彼等に對する教化價值を可成り高く評價して差支へないものと考へる。現在よりもより屢々觀覽せしめる事が望まれる可きであらう。

2 思想犯に對しては教化目的の達せられぬ事が多い様に一應は見えるが之は等々の道德感情が一般水準以上にある事を物語るものと思はれる。

3 短期の受刑者には長期のそれに比して自己反省を爲すものが遙かに多い。

4 小學校中途退學の者には道德的判斷を含まぬ感想が比較的多く、中等學校卒業の者には自己反省が比較的多い。専門學校程度以上の者に現實社會に對する批判の甚だ多いのは、特殊の罪によるものが多いといふ特殊事情に基くものである。

5 内向性々格の者は外向性の者に比して自己反省の率が高い。

以上を以て、我々の考究は終つた。顧みて初志を違さかる事の多いのは遺憾であるが、その發展は將來の希望としておきたい。

海外時報

國際刑法行刑委員會

International Penal and Penitentiary Commission

去年十一月號の本欄で「ベルヌだより」として、同年八月スウイスの首府ベルヌに於ける國際刑法行刑委員會の會同について報じてをいたが、この會同で、豫定の通り今夏ベルリンに於て開催せらるべき委員會の第十一回國際會議の議案其他會議の組織に關する諸件が議了せられ、一九三五年の會議の終局のプログラムが決定せられたのであるが、今年の會議のプログラムは、クリミノロヂー並びにビーノロヂーの研究者にとつて格別の興味を惹くべき重大なものを期待せしむるものと云はれてゐる。

この會同の仕事であるが、委員會では、恒例として、國際會議開催の前年に、會議に於ける議事順序を定め、參同諸國に割り當てられた題目を論じた論文の述作を右の國々の其道の大家に委嘱するのである。かくして、集

まつた論文は所謂委員會の「ラツポルチュール」(報告委員)の手へ廻付される。報告委員は、會議に參列する委員の便を謀りて、此等の論文の内容の要領を摘んで簡單な形に要約するのである。而して、此等の摘要された論文は、幾個かの國語に翻譯されて、會議週間中に各種の部會で討議せられ、會議の總會で採決せらるべきレソリユウシヨウ(決議案)の基礎となり、かくして、重大問題に關する各國代表委員の意見の一致が出來上るのである。

この會議は五年目毎に開催せらるるのであるが、この期間中、コムミツシヨウ(委員會)は、通信によつて各國に於ける行刑諸問題の發達、制度の變革等につき一々報道に接するを怠らないのであつて、已に本誌に紹介された通り(「刑政」十月號)、受刑者處遇原則として、ブリズン、ヂェール並びにリホームトリリーに關する最小限のスタンダードを定めたルール(規則)の採用せらるゝに至つたのも、かゝる報道によつて得られた材料を基礎としたものである。現在、コムミツシヨウでは、合衆國及び諸外國に於て實施されてゐる受刑者の科學的診査に關して、特別の研究が行はれてゐる。同様に、各國相互間の犯人引渡條約(extradition treaty)の基礎案文を

作るため材料の蒐集中である。

この國際刑法行刑委員會は、行刑制度並びに犯罪防止に關する事項につき合衆國及び諸外國との間に意見の交換を容易にするの目的を以て一八七二年主としてイー・シー・ワインズ氏の力によりニューヨーク市に設けられたものである。現在は、スウイスの首府ベルヌに常設委員(permanent committee)が置かれてゐて、和蘭のグロニンゲン大學教授バン・デラー氏が其書記長となつて居る。委員會の會務は、毎年會同する各國のデレゲ(派遣委員)の手によつて處理されてゐるのである。

各五年目毎に、このコムミツシヨウの主催で國際會議を開催するのが恒例で、豫め準備せられた議案のプログラムを討議するため、各國の代表者が招請せられるのである。一九三〇年には、チエコスロバキヤのブラーグに於て、第十回のカングレツス(會議)が開催せられたことは、讀者諸氏の記憶せらるゝ處であらう。

現在アメリカ合衆國のカングレツスに於ける、代表委員會は、ワシントンの司法省の行刑局長(U.S. Commissioner of Prisons)サンホード・バーン(Sanford Bates)である。

Journal of Criminal Law and

Criminology, September-October, 1934

サンフランシスコ灣のアルカトラツプリズン

事はいさゝか舊聞に屬するが、去年の夏、アメリカ合衆國政府では、政府所管の受刑者中より選り抜きの兇惡囚百人を太平洋岸のサン・フランシスコ灣内のさびしい一孤島にとぢ込めてしまつたのである。

島はアルカトラツ(Alcatraz Island)と名づけられて、嘗つて本誌(昭和五年九、十月號「刑政」)に、米國政府の陸軍刑務所の所在地として紹介したことのあるもので、本土から左程隔つてゐるのではないが、灣内を流るゝ矢のような潮流に其絶壁を洗はれてゐるほんの小さな岩石の隆起にすぎないのである。茲處に、合衆國政府は手のつけられない兇惡囚を收容するべくエスケープ・プリーフ(逃走不可能)なブリズンを建てたのである。

アメリカ式の「デビルズ・アイランド」(「惡魔の島」)——南アメリカの東岸佛領ギアナ(French Guiana)に

在る佛國の流刑地として世界的に有名な小島たるこの島の最初の收容者は、去年八月の末、滞りなく彼等のセル（居房）に禁錮されたのである。人数は、きつちり百人で、中に、嘗つてアメリカの公敵ナンバー・ワンとして世界に悪名を轟かした「向ふ疵」のアル・キャボネがお頭格となつてゐる。合衆國政府の行刑局では、プリズン中で最も要害堅固なアルカトラツへ移された受刑者の姓名は總て秘して公にすることを拒んだのである。

アルカトラツは元來が古いアーミー・プリズン（陸軍刑務所）の所在地であつたのだが、一昨年冬、これまで兇惡囚を安全に禁錮してをく方法を工夫してゐた検事總長（Attorney-General）のカミングス氏は、陸軍省を説きつけてこのプリズンを司法省へ譲り渡させることにしたのである。爾來、司法省ではこの古いプリズンに改修補強工事を加へて岩丈なものにしたのである。

陸軍省の記録の示す所によると、其の長い歴史中アルカトラツから逃走した受刑者は一人もなかつたのである。

このプリズンは、將來は、設備の十分足りた其自身一つの小世界となる筈で、島には、運動競技のための十分な空地もあり、官舎の敷地も有り餘つてゐるのである。

糧食も十分貯藏せられる筈で、附屬病院其他配水配電の設備も完成さるゝことゝなつてゐる。

一週四十八時間の作業課程を包含した嚴重な規律が定められてゐて、この小さな世界を活動させていくに必要な一切の勞務は、妓處の受刑者の手で行はれることになつてゐる。作業は洗濯裁縫製靴の三部に分たれてゐる。

(U. S. News.)  
Journal of Criminal Law and Criminology,  
September-October, 1934

### 第八回刑務教誨研究所修了式

第八回刑務教誨研究所修了式は十一月三十日午前十時より刑務協會第二講堂に於て開催、本願寺側より後藤研究所長、沼波大派東京出張所長、岡部築地別院輪番、宮崎本派賛事、英大派賛事、朝倉、岩崎兩大派録事、本省側よりは岩松行刑局長、金澤保護課長、正木、東兩書記官、芥川衛生官、岡部、小橋川兩所長、富井、藤井、加藤、大村各教務主任、香川主事、藤岡囑託、その他伊藤、大原兩刑務協會主事等參列、香川主事の開會の辭につき、後藤所長より左の式辭があり、

本日第八回刑務教誨研究會の修了式を滞りなく舉行することを得ましたのは、諸君と共に私の大に欣幸とするところで

あります。又今回の開講につきまして、例によつて行刑當局並に各講師各位の一方ならぬ御援助を得ましたことで、私共として深く感謝の意を表する次第であります。本日は又御多用中にも拘らず、御操合せの上御臨席の榮を荷ふことが出来まして、まことに光榮に存する次第であります。

東西兩本願寺では明治初年以來、わが國の行刑事業に聊かながら盡力し、その發達に對し多少とも貢獻してまゐつた所存でございますが、教誨の事業を全うするには先づ教誨師その人に人を得なければならぬといふので、大正十二年に當研究會を開設いたし、爾來十餘年に互つて東京に開講を續けること八回、かくて聊かながら教誨師の養成、訓練に努力して來てゐるのであります。しかも一方時代

の進歩と社會情勢の變遷とに伴つて、教誨方法にも種々手心を加ふることが要求され、出來得る限りこれを科學的に研究するといふことが必要となつてまゐりましたので、行刑當局の御援助の下に、二三年前から數種の新科目をさし加へ、今回の如きも特に教育學、社會學、心理學等に重きをおいて、諸君に御研究を願つたやうな次第であります。教誨事業が人を教化する目的のものである以上、教育學の智識は勿論必要であり、社會情勢を視察するためには社會學の智識も必要であり、相手方の心理を考查する上には心理學の智識も亦大に必要なことでありませう。又その他の學科にしましては要するに當研究會の目的は、教誨師の人格智識の向上をはかると同時に出來得る限りこれに時代性を與へやうとすることに存するのであります。恐らく諸君は、よくその趣旨の在るところを解されて、過去二ヶ月の講習期間において、各科目につき熱心に御研究になつて、今後の教誨事業に對し、夫々自得啓發さるゝところ

が渺くなかつたこと、想像いたし、主催者側としてもまことに満足に感じてゐる次第であります。しかしながら二ヶ月といふ期間では、諸君の御熱誠にも拘らず或は十分御研究を重ねらるゝ暇がなかつたかとも存せられ、その點諸君と共に私共としても多少遺憾に存じてゐる次第であります。しかし今回の講習は唯ほんの基礎智識を授けたといふだけのものであつて、眞の研究はむしろ將來にかゝつてゐるのであります。今回學んだ智識と理論とを土臺として、今後それを實務の上に十分に活かし、以て教誨の効果を完全に擧ぐるや否やは一に諸君の今後の御努力如何によることとあります。願くは折角の講習を無にすることのないやうに、各自十分の御覺悟を御願ひいたす次第であります。

しかしながら立ち直つて考へて見れば智識や理論と申すものは、結局教誨の材料たるに止まるもので、それが直に教誨の力とはなり得ないのであります。人を動かす力は、要するに人格の力、信仰の

力でなければならぬことは今更申すまでもないこととありませう。そして人格もその中心に宗教的要素を含んでゐて、始めてその完成を期し得るものと私共は考へてゐます。それゆゑにこそ宗教家たる諸君が特に教誨の任務に當つてゐらるゝのでありまして、當局の御期待も亦その點に存すること、想像いたすのであります。由來教誨事業といふものはまことにデミナ仕事で、世間的にはあまり目立たず、且つ非常に困難な仕事であります。それにも拘らず諸君の先輩は、明治の初年からこの勞苦多き仕事に従事して、幾多貴重な經驗を積みかさねて來てゐるのであります。これは私が機會ある毎に申し述ぶることであるが、諸君として決してこの事實を忘れてはならぬのであります。諸君は時代の推移につれて、それに適應すべき新しき智識理論を學んで行くのであります。それにつけても深く念頭においてかゝらねばならぬのは、諸君の先輩が諸君に残したこの長き傳統と貴い經驗とであります。わが眞宗の教義に

基く教誨の精神がこゝにこもつてゐるのであります。諸君にそれを承けついで更に一段の光輝を添へて、これを諸君の後繼者に残して行かねばならぬ義務を負ふてゐるのであります。恐らく諸君としてその點は十分に御納得になつてゐること、存じますが、どうか御歸任後は、深くその責務に目ざめつゝ、搖ぎなき信仰の上に立つて各自の人格の向上を圖ると共に、今回學んだ智識を實地に應用して時代の進歩に後れず、社會の變遷に注意し、以て誠實に、熱心に各自の職務に従事して、わが行刑の効果を完からしむることに御努力あらんことを切望いたす次第であります。さうなれば、東西兩本願寺がこの研究會を開いたしました趣旨も貫徹することであり、同時に行刑當局の御期待にも副ふこととなりませうし、旁々満足に堪えぬ次第であります。學科以外にも諸君は、期間中教誨事業と關係ある社會各般の施設や狀勢等を實地御見學になり、相當の收穫を納められたこと存じますが、それ等も御歸任後そのま

ゝに消滅さしてしまはずに、教誨上の材料として十分に役立たせて行くやうに、不斷の御心がけが肝腎であると思ひます。

右簡單ながら一言所懐を述べて式辭といたす次第であります。次で、同所長より修業者一同に對し證書を授與し、終つて岩松行刑局長は左の訓示を與へた。

第八回教誨研究會は、本日をも以て滞りなく修了式を舉行せらるゝことになりまして、御招きに預り一言所感を述ぶる機會を得ましたことは、私の大に欣快とするところとあります。こゝに當研究會を主催されました東西兩本願寺に對し、又今回の講習を目度く御修了になりました各位に對し、厚く慶賀の意を表する次第であります。

惟ふに行刑究極の目的が受刑者の教化改善に存するといふことは今更改めて申すまでもないこととあります。従つて今日の行刑機構を形成してゐます作業も

戒護も衛生も、はた又教誨もひとしくこの目的を達成せんがための手段方法たるにすぎないのであります。その中でも特に教誨は、受刑者改善の中心をなすべきものであり、それだけに最も重要にして且つ最も困難なる事業であります。殊に最近に於て、思想犯罪その他により相當の智識階級のもので、刑を受けて刑務所に收容さるゝものが次第に多きを加ふるに至りましてからといふもの、教誨の任に當られる教誨師各位の任務は、益々その重要性を加ふると同時に、又一層の困難さをも加へ來つたのであります。

諒つて今日の社會狀勢を見ますに、一刻と推移變遷し、その止るところを知らざるの有様であります。従つて受刑者を完全な國民として社會に復歸せしめんとするには、教誨の任に當られる教誨師各位におかれましては、常に時代の進歩發展に伴ふ新智識を備へ、時代に適切な教誨を行ふにあらざれば、その目的を遂行することが出来ないであります。

今回の研究會がこれ等の點に鑑みられて

種々なる重要科目につき講習を行はれたことは、極めて妥當適切なことであつたと思ふのであります。殊に本年の一月一日から行刑累進處遇令が實施され、その妥當なる運用が要望せられてゐます折柄、各位が特にこの點についても充分研究を遂げられましたことは、わが行刑界にまことに好ましく新勢力を加へたものといつても差支がないのであります。御同様誠に慶賀の至りに堪えない次第であります。

唯今日は折角の機會でありますから、當局と致しまして、各位に對し二三御注意申上げたいと思ふ事柄もございますので、それ等の要點だけを簡單に申上げることにいたします。

先づ第一に、各位は本講習會で種々なる學科を御研究になつたのであります。何分にも期間が極めて短かゝつたゆゑにこれを深く徹底せしむることが出来なかつたといふ憾みは、或はおありのことであつたらうかと存じます。それと申すのも、今回の講習は、期間その他種々の制

約もおありのことでありませうし、各位に對し十分の御満足を與へることは六ヶしかつたかもしれませんし、申さばこの講習は、各位の將來の御研究に對するほんの手引とでも申上げる程度のもので御解釋願ふのが至當かとも存するのであります。従つて今回の講習を完全なものに仕上げて、自他共に期待して已まぬ有終の美を濟すと否とは一に御歸任後の各位の御心掛次第によることでありまして恐らく賢明なる各位は、この期待に孤負することなく、益々御研究を深めて行かるとのことでありませうし、當局としてもその點を切に希望して已まぬ次第であります。

第二に御注意申し上げたきは、各位は今回の講習に於て種々なる智識を學び、種々なる理論に通ぜられたること、思ひまするが、この智識も理論も、結局は今後各位が收容者を教化改善するための一資料たるにすぎないといふことを、どうか忘れないやうにしていたぎたいといふことでもあります。私から申上ぐるまで

は、或は收容者の日本精神を涵養する上に遺憾の點がありはしないか、といつたやうな見地から、教誨の解放を主張してゐる向があるやうに見受くるのであります。

この問題に對する當局の考は、かやうな席で申し上げべき事柄ではありませんから、差控へることゝいたしますが、唯この問題に關聯して一言各位に申し上げておきたいことは、行刑教化の第一線に立つて活動されなければならぬ各位の態度についてであります。今日の刑務教誨事業が殆んど眞宗教徒の獨占に歸してゐるといふこと、換言すれば教誨師といへば殆んど東西兩本願寺所屬の僧侶諸君に限られてゐるといふことは、今日何人も否定なし得ぬ現實の事實であります。しかし事の茲に至りますまでには、又相當の經緯と理由とがあるのであります。それは眞宗の教義そのものが、先づ行刑教化上に最も適切であるといふ點にもありませう。即ち親鸞聖人の教義は信仰方面におきまして善惡を超越したものであ

もなく、收容者に對する教化の源泉は結局教誨師各位の熱にあるのであります。ところがこの理論や理窟が主となりますと、とかくこの熱の方がさめやすいといふ傾向になる、が、それではいけないのであります。主となるものは何處までも熱で、理論や理窟は、從的若くは補助的地位にあるものであります。ところが、教誨のやり方も、今日では動もすれば理窟が勝ちすぎるといふ傾向があり、しかもその反面に於ては教誨師各位の熱が或は低下したのではないかと思はれるやうな點がないでもありません。各位が時代の進歩につれ、理論や學問の研究に對し益々精進努力されなければならぬのは、言ふまでもないことではありますが、しかし理窟や智識だけで人を動かし得るものではありません。教誨師各位に火のやうな熱がなければ、身も心も冷くなつてゐる人々を温く甦らすことは到底出來得ないのであります。熱のある人の説くところは、たとへ言葉は拙くとも、言々句々に至誠が溢れ、それによつてよく相手

り、人の罪を責めるよりもその人を救ふといふことに存するのであつて、まことに情味のゆたかなものであります。故に、その人格に缺點の多い犯罪者も容易にこれを受入れることが出来るのであります。否寧ろこの大悲の恩寵に感激して自己の罪惡に目覺め、反省懺悔の念を痛切に起すこともあるのであります。たしかにこの點が、今日眞宗教徒が刑務教誨事業に於てその地位を確立するに至りたる理由の一つであると觀察しても誤なきことゝ信ずるのであります。しかしながら今日の如き状態をもたらしたのは必ずしもそればかりではなく、他にもつと重要な力の働いてゐることを看過するわけに行かないのであります。それは何かといへば、實に各位の先輩諸氏の血のにじむやうな奮闘努力の結果に外ならぬといふことでもあります。明治四五年の頃、監獄で始めて教誨を行ふやうになつた頃は、神佛各宗派の特志家は勿論として、心學者等も相共に監獄に入つて受刑者に對し教誨を施してゐたのであります。が、

の心を動かし得るのであつて、かくあつてこそ、教化改善の事業は始めてその効果を期待し得るのであります。教誨師各位の仕事は一個の精神的事業でありまして、よし身は官吏であつても決して官僚化してはならないのであります。收容者に對し、よき慰藉者となり、よき指導者となるためには、深くも自ら心がけて民衆的態度を改めず、熱誠以て事に當るの覺悟が一番必要なことであるといふことを不斷に忘れてはならないのであります。

次にこの機會に一言申し上げておきたいことは、教誨解放の問題であります。この問題は決して新しい問題ではありません。すでに久しい以前から、或は日本憲法の保障する國民の信教の自由といつた點から、或は又、刑務教誨事業の効果如何といつた點から、しばしば問題を惹起したことがあるといふことは、すでに各位の御承知の通りであります。ところが最近に至りまして又々、わが國刑務所の教誨を、眞宗教徒に獨占せしむること

年月の經過と共に一宗去り、一派退き、他の宗派はだん／＼と退却いたしました。最後に残つたのが眞宗教徒たる各位の先輩諸氏ばかりであつたのであります。しかもこの時代におきましては、教誨師諸君は未だ官吏としての待遇を受けてゐなかつたのであります。でありますから、教誨師が監獄へまゐりましても、他の職員からはとかく邪魔者扱ひにされ、時としては小使部屋に長く待たされて、徒に時間を空費さるゝのみであつたといふやうな話も残つてゐる位であります。しかも各位の先輩諸氏は、これ等の困難によく打克つて、敢然難に赴くの大覺悟をもつて、燃ゆるやうな熱情と誠意とを披瀝して、收容者の教化のために活動されたものであります。その結果、今日の刑務教誨事業が築き上げられたのであります。換言すれば、今日刑務教誨事業に従事せられる教誨師が、殆んど東西兩本願寺の僧侶諸君に限らるゝことになつたといふのは、全く各位の先輩諸氏が自らの熱と力とを以てかち得られた結果に外な

らぬのであります。でありますから、各位としては、各位の先輩諸氏が勞苦して築き上げられたこの地位を益々確乎不動のものとするために、先輩諸氏にも劣らぬ大なる熱と力を以て事に當らねばならぬのであります。それが各位の先輩諸氏に對する各位の責務なのであります。決して従來の傳統を以て恰も當然の歸結でもあるかのやうな呑氣な考へ方をもつて、漫然職を奉ずるといつたやうな態度であつては相成らないのであります。今日におきましては、曲りなりにも教誨制度は確立するに至り、教誨師諸君も亦官吏としての待遇を受けて居ります。勿論現在の待遇は單に教誨師諸君に對する國家の待遇として觀察いたしますれば、決して満足なものとは言ひ難く、更に一段と改善されなければならぬ點のあることは十分に考へらるゝのであります。一面各位の仕事が爲される方面から觀察いたしますれば、邪魔扱ひをされて、小使部屋に何時間も何時間も空に待たされてゐた當時と比し、今日はまこと

に雲泥の相違とも見るべきものであります。それだけ各位としても遙かに仕事が出来てゐる筈であります。從つて各位にしても、各位の先輩諸氏以上の熱誠をもつて事に當られるならば、過去において成し遂げられたより、より以上の顯著な成績を挙げらるゝことも決して不可能ではないのであります。否正にしかあらねばならぬことであつて、同時にしかすることによつて、始めて、各位の先輩諸氏によつて築き上げられた今日の傳統を、彌が上にも意義深く、光輝あるものとする事が出来るのであります。かくの如く觀じれば、教誨解放の問題解決の鍵は、必ずしもこれを論議する人々の手裡に存するにあらず、又行刑當局の方針に在るにあらず、全く各位自身の手裡に存するのであると申しても過言ではないと信ずるのであります。要するに教誨解放の問題は各位の御努力一つで決まることなのであります。どうか各位の御歸任後は、以上申し述べました諸點を十分に考慮、省察されまして、從

來にもまして一層御奮闘、御精勵あらんことを切望して止まぬ次第であります。修了式に當りまして、右一言所感を申述べまして御挨拶に代ふる次第であります。次に金澤保護課長は來賓を代表して左の祝辭を述べ、  
本日第八回刑務教誨研究會の修了式を舉行せらるゝに際し、來賓一同に代りまして、簡単に御祝辭を申し上げます。各位が教誨研究の目的を以て當講習會に參集されましたについては、折から寒氣に向ふ季節でもあり、土地も變りますので、御健康の點等もどうかと、私共としても尙に心配してゐたのでありましたが、この二ヶ月間、各位は極めて熱心に眞剣に、講師の方々の御講義を聽かれ、時日の許す限りの御研究を積まれて、一人の落伍者もなく打ち揃ふて、目出度く御修業を終へられたことは、各位にとつての御喜びであることは勿論、私共としても心から愉快に感ずる次第であります。各位は本講習會に於て各種の科目に互

つて夫々御研究になつたことでありませうが、殊に今回は教育學、心理學等に重點をおかれて御研究になつたといふことを拜承してをります。これはまことに時宜にかなふた、結構な御考へであると思存します。各位の御職務が囚人を教化することにある以上、相手の心持をよく理解してかゝることが必要であり、從つてその方面に關する智識なり、觀念なりを興ふるこの種の學科が、最も必須、緊切なものであることは申すまでもないことでありまして、研究會がその點に着目せられたことは、まことに當を得た御考へと存じます。ですが、何を申すにも二ヶ月の期間では、各位としても恐らく、各科目につき十分に心ゆくまでの御研究は遂げられなかつたかもしれせんし、その點各位としても或は多少の物足りなさを感じてゐらるゝかもしれないとは存じます。しかし各位が本講習會で御學びになつたことは主として理論的方面のこと、申さば實務に對してその基礎的考へともなるべきものであります。各位

は從來すでに、教誨の實務に當られ、その方面の經驗を有つてゐらるゝ方々でありますので、さうした方々が、たとへ二ヶ月とはいへ、更にその理論的方面について専門的に御研究になつたといふことは、從來の實務の上に一段の明るさを加ふる所以でありまして、各位としても相當御自得はさるゝ點が多かつたことであらうと存じます。同時に各位の御任務はより一層將來にかゝつてゐることであるから、この講習會で習得なされた理論、智識を基礎とし、それに照しそれに稽へて、今後實際上の問題に當られたならば、囚人の教化改善といふことも從來にもまして圓滿に、効果的に行はれてわが國の行刑に貢献すること多大なるものがあらうと信ずるのであります。殊に各地からこの東京に御集りになつて、朝から晩まで机を並べて御研究を俱に共にされたといふことは、都會的の引きしまつた氣持をもつて、互にその天職を語り合ひ、經驗を談じ、智識を交換し、いはゆる切磋琢磨を期する上に此上もな

きよい機會でもあつたのでありまして、その點からいへば、東京に參集したといふ單にそのことだけでも、その効果の大なることを思はざるを得ないのであります。まことに各位の御仕事は、一種の天職とも申すべき尊いものでありますからどうか御歸任の上は、この二ヶ月に經驗なされた引きしまつた氣分と、研究心をそのままに持續なされて、先刻局長から御訓示になつたことをよく御體得になり、誠意と熱意とをもつて、御めい／＼の御職務に従事され、天職を全うされて以てわが行刑に一段の寄與貢献をなされんことを希望してやまぬ次第であります。最後に私は、東西本願寺が多年わが國の行刑のために、勞苦をいとはず御盡力下すつた御精神に對して、蔭ながら深く感謝の意を表する次第であります。何人も申す如く行刑は教化に外ならぬのであります。從つて教誨事業は行刑の中心的要素をなすものであります。この事業

が進歩し、若くは完全に行はるゝに至れば、行刑は始めてその有終の美をなすことが出来るのであります、それだけに教誨事業の成績の良否は行刑全體の成績にかゝつてゐるのであります。東西本願寺が、深くこの點に鑑みられ、夙にこの教誨研究會を開催せられ、しかも時勢の推移につれて、夫々適切な御處置をとられてゐるといふことは、私共の感佩して已まぬところでありませぬ。何卒今後共益々御精勵あつて國家のため御努力下さるやうに專に希望いたす次第であります。右簡單ながら、聊か蕪辭を陳ねて祝辭に代ふる次第であります。

更に研究生總代大橋大秀氏より左の答辭があり、香川主事の閉會の辭で十一時閉式した。

本日第八回刑務教誨研究會の修了式を舉行するゝに當りまして、所長閣下より親しく証書を授與され、且つ御懇篤なる御言葉をいたゞき、又行刑局長閣下を始めとして、來賓並に各講師諸先生方には、

御多用の折柄にも拘らず、特に御來臨の榮を賜はり、御篤切なる御訓示、御祝辭等をいたゞきましたことは、私共の深く肝に銘じて感激措く能はざるところであります。

今日この榮ある修了式に列りまして、靜かに過去二ヶ月間を振りかへつて見ますに、期間こそ僅かではありましたが私共は今更ながらに、その間に於ける諸先生方の御厚情のいかに深く、御人格の影響のいかに大であつたかを思はざるを得ないのであります。私共一同が、今日無事所定の學科を修了することを得ましたのは、一に諸先生方の賜に外ならぬのでありまして、それを念へば唯々有り難く御禮申上ぐるの外ないのであります。同時に私共としては、今後共所長並に諸先生方の御教訓と御恩誼とを深く心に刻み、それによつて更に一層、徳を磨き學を修むることを心がけ、以て私共に與へられた教誨の任務を出來得る限り全うしたい、との念願切々として湧き出づるのを覚えるのであります。

今回の講習會は、各種の學科の中でも特に教育學、心理學、社會學等に重點をおかれて、御教授にあつたことでありましたが、これは私共にとつては非常に有益にして且つ多大の收穫となつたのであります。申すまでもなくそれ等の學科は實施以來約一ヶ年を経過し、しかも着々としてその實績を擧げてゐまする果進處遇令の完全なる實現に對しその基本的な智識を附與するものでありまして、私共にとつては一日も忘れてはならない極めて重要なものであります。幸にして私共は、この講習會に於て望外の勉強をさせていたゞき、刑の觀念、即ち行刑の目的は受刑者の教化にあるといふやうなことも今更ながらにその感を深うし、教師の職責の重大なることを痛感してゐまするので、講習會で受けた智識を基礎として、今日の感激と緊張を失ふことなく將來十分なる決心を以てこの道にいそしみ、以て所長並に行刑當局、諸先生方の御期待を空しうしないやうに努力いたしたいと思ひます。二ヶ月間、同じ研究に

いそしんでゐた私共一同が、今日以後、互に袂を分つて、或は東に或は西に、又南に北にといふやうにそれ〴〵の任地に急ぐ、その行程を遙かに考へて見ますと私共の心にも一抹の淋しさを感じるのがあります、丁度そのやうに、私共の仕事の、その重大なるだけに、行路の難くして且つ永遠なることを思へば、實に自己の力の乏しきことを痛感せざるを得ないのであります。それだからといつて空しく已むべきではありません。私共としても自ら驚鈍に鞭つて飽くまでもこの道に邁進いたさんと覺悟でますから、今後とも諸先生方の御指導、御鞭撻を幾重にも御願ひいたす次第であります。終りに臨み、寒氣も日ましに相募つて來る折柄でありますから、閣下並に諸先生方にも、折角御身體をおいとひ遊ばされて益々國家のために御奮闘あらんことを特に御願ひいたす次第であります。

尙修業者の氏名は左の通り

小菅 乙山 焚基

- |         |       |
|---------|-------|
| 市谷      | 大橋大秀  |
| 豊多摩     | 富井忠信  |
| 豊多摩(浦和) | 難波哲雄  |
| 巢鴨(府中)  | 武本宣正  |
| 横濱      | 前川一   |
| 宇都宮(栃木) | 大西ヤスエ |
| 前橋      | 桂達雄   |
| 長野(松本)  | 今西由教  |
| 京都      | 細田達映  |
| 大阪      | 島村孝映  |
| 奈良      | 小笠原天道 |
| 高知      | 藤井憲順  |
| 名古屋     | 旭野正信  |
| 金澤      | 島山義承  |
| 廣島      | 式庄了嚴  |
| 岡山      | 岩住長雄  |
| 長崎(佐賀)  | 宇佐見義了 |
| 福岡      | 野本宜澄  |
| 熊本      | 堀江經丸  |
| 沖繩      | 龍田晶   |
| 宮城      | 菊池鉄象  |
| 秋田(山形)  | 藤井圓舉  |

- |         |      |
|---------|------|
| 札幌      | 梶原法眞 |
| 網走(二見岡) | 大島金作 |
| 西大門     | 藤井人呆 |
| 成興      | 中島敏  |
| 大邱(安東)  | 志熊龍猛 |
| 全洲      | 栗栖了照 |
| 臺南(嘉義)  | 寺町實順 |
- (座席番號に依る)

### 刑務所だより

#### ◎奈良よりの便り

##### (一) 第二回集團散歩状況

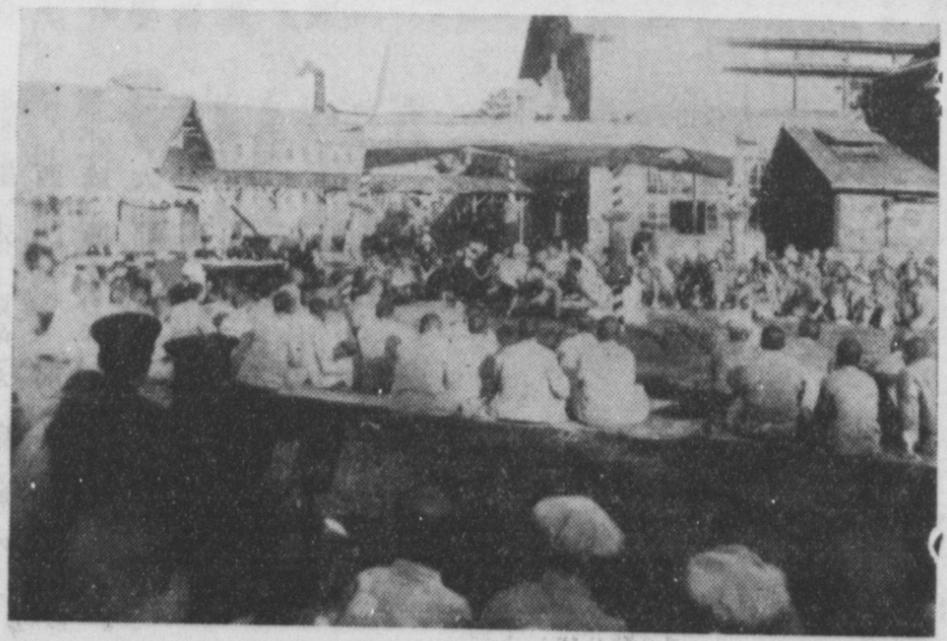
昭和九年十月十七日(神嘗祭)  
秋色爽かに空高く澄み渡る日にこそ集團散歩もふさはしいが、此の日は運悪く前夜より降り続く秋雨は止みそうにもなかつたので、自動車で行く事になつた。  
午後一時有資格者十二名を玄關前に整列せしめ戒護主任より行先を告知し、併せて途中の注意を爲したる後自動車に乗車せしめ出門約十分にして、聖武天皇御陵の前に到る。此處で自動車より降り二人で一本の傘をさしつゝ、二列縦隊で参道を行くこと約一丁奇麗に敷き詰めたる砂利を踏みつゝ小雨降る中を肅々と歩み行く時の感想は全く森嚴そのものであつた。  
斯くて一同、聖武天皇御陵に参拜し教

務主任より 聖武帝の御治蹟並御威徳を

簡単に説明しそれより約一丁餘離れたる仁正皇后御陵を拜し前々様教務主任の説明あり終つて守衛に挨拶の後、豫て用意せしめ置きたる「ノート」に記念スタンプの押捺を願ひ、歸路自動車中にて菓子一包宛を與へそれを喰ひ乍ら午後二時半無事歸所するを得た。  
雨中に集團散歩はどうかと思はれたが御陵参拜であつた丈けに却つて効果大なるものがあつた。

##### (二) 第二回運動會狀況

昭和九年十一月三日(明治節)  
菊花薫る佳き日秋空高く澄み涉り秋風爽かに吹く絶好の運動日和であつた。此の日午後一時より運動競技出場資格者二百九十五名及觀覽者二百十三名をラヂオ體操場中央に集合せしむ。  
ラヂオ體操場には中央に角力の



午後一時半收容者職員全部揃ひたるを以て所長代理佐々木戒護主任より發會の

終了す。

##### (三) 國民精神作興詔書發給紀念講演

昭和九年十一月十日  
此の日は國民精神作興に關する詔書發給紀念日に當るので、一般收容者に非常時再認識を深めしむる爲め曾て滿洲守備の第一線に當られし浮村實少佐の軍事講演を聴取せしめる事にした。  
幸に天氣快晴なりしを以てラヂオ體操場で行ふ事になり、午後二時半より一般收容者を全體操場に集合せしむ。體操場の周圍には「國家の隆盛は國民精神作興にあり」「醒めよ國民守れ日本」なる標語が掲げられ一人心を緊張させた。  
纏て講師職員幹部も揃ひたるを以て一同起立を爲し、君ヶ代喇叭吹奏裡に國旗を掲揚したる後ラヂオ體操場を行ひ終つて戒護主任より浮村少佐を紹介し講演に移る、全少佐は滿洲守備の實際より話を進められ我が國と滿洲國との關係、日本對露國、日本對米國最後に海軍豫備交渉等約一時間に涉り非常時日本たる所以を説

かれ、自分一身の小さい事を考へず皇國日本を守る爲め目醒めなければならぬと結ばれた。  
國民精神作興詔書發給紀念日にふさはしい講演であつた爲め一般收容者にも多大の感動を與へ改悛の一動機ともなつた事と思ふ。  
斯くて國旗の降下を行ひ一同解散す。

##### (四) 第三回集團散歩狀況

昭和九年十一月十八日(第三日曜日)  
此の日天氣快晴集團散歩には絶好の日であつた。午後一時有資格者二十五名を玄關前に整列せしめ、戒護主任より行先の告知及途中の注意を爲したる後之を二班に分ち出門、二列縦隊にて人家の間を行く事約二丁此の間一同は民衆に己が顔を見られまじと鳥打帽を面深に被り直す有様を見て何だか目頭が熱くなつた。それより人家なき山道に入りダラ／＼坂を上り行くこと約十二、三丁、此の間目に入る山野悉く紅葉し遙か大佛殿の屋根や五重の塔の聳える様は奈良ならでは見

辭並競技上の注意を爲し次いで 君ヶ代喇叭吹奏裡に國旗の掲揚を行ひ分れて各指定席に着かしむ。  
間もなく競技初めの喇叭と共に角力に出場せざるものゝザル引競走より初まり續いて尖端競走、作畫競技に移る。競技の進行に伴ひ興味益々深く競技をやる者皆受刑中の感なきが如く見受けられた。以上の競技終りて一時休憩を爲さしめ一同に茶菓を給與す。  
午後二時半より角力となるや東西に各五十四名の力士が居並ぶ。豫て組合せの通り最初一番勝負を爲さしめたる後三人抜、五人抜を取らせ最後に大關、關脇、小結の六名を選び土俵入りを行はしめ一同喝采裡に角力を終る。  
どの角力も年齢、身長、體重の大體等しきものを取組ませたれば何れも手に汗握る好勝負であつた。  
斯くて一同を再び中央に整列せしめ、戒護主任より閉會の辭あり國旗の降下を行ひ解散す。  
時に午後五時一名の負傷者もなく無事

られぬ眺めであつた。かくして佛教修道院の門に到る、此處は人家とは程遠き山中で丁度山城、大和の境に當り昔死刑(打ち首)が行はれたと云ふ所であるが今では自活しつゝ佛教を信仰し只管修養にいそしまるゝ聖地となつて居る。聽て一同は簡素な佛間に案内せられ院主より約一時間に涉り有益な法話を聞いた後丁度此の日は、全院の假本堂建設の地鎮式が行はれる事になつて居たので院主より地堅め石に南無阿彌陀佛の六字の稱名を各自に書いて貰いたいとの御話しあり、一同之に應じ地鎮式に参列し終つて休憩室に引き返し「佛教修道院創立要旨」明るい人生へ「光明へのすゝみ」等の小冊子を各一部宛一同に配布せられたるより之を讀みつゝ茶菓の接待に預る、尙持参したる柿五箇宛を給與し一同舌鼓を打つて之を喫し、院主に厚く禮

を述べ歸路に付き午後四時無事歸還す。



◎滋賀刑務所に於ける累進處遇令運動會

(十一月三日)

施行次第

- 一、國旗掲揚 一同起立敬禮
- 一、開會の辭 所長
- 一、競技 別紙の通
- 一、國旗降納 一同起立敬禮
- 一、閉會の辭 所長

當日は、日本晴の好天に恵まれ萬國旗に彩られたる會場は一への感を添へ、競技は豫定のプログラムに依り一種目毎に嬉々として進められ殊に最後を飾る角力は全員力と熱とに終始し以て豫期以上の効果を納め得たり。而して出場者に對しては職員及收容者共晝食として牡丹餅を給し間食として燒芋を共にし終始和一貫するを得たり。(上の寫眞参照)

◎富山刑務所死亡者合葬追弔會施行狀況

當所在所中の死亡者にして引取人なき

もの自明治十七年四月至同三十年五月百八十三名にして之が合葬は同三十三年六月施行したるも同三十年以降大正五年九月に至る死者七十四名に對しては假葬の

助氏の協力を求め同園婦人部幹部の應援を得て縣下篤志家の寄附を仰ぐこととし本年五月より公務の餘暇を利用し東奔西走勸誘に努めたる結果空しく風塵に没す



儘今日に推移せるものにして墓碑至て小型貧弱なりしと長年月経過に伴ひ地盤に狂ひを生じ荒廢甚しきを以て數年以來之が改葬の必要に迫られ居りしところ教誨師法性映壽氏は富山養得園主宇野津宗之

る此等憐むべき無縁者に對し各方面より多大の同情相集り、篤志家四十五名より金五百有餘圓の寄附を得たるを以て新たに聚魂碑建立寄贈方同婦人部會長より内交渉あり、本年起工同年十一月中旬竣功

の上正式寄附ありたるを以て同月二十三日新嘗祭を下し合葬追弔會に當所教誨堂に於て舉行午前十一時開式河合支所長の式辭に次で大谷派本願寺富山別院輪番惠美安靈師導師の許に莊嚴なる讀經あり終つて和田金澤刑務所長、富山地方裁判所檢事正代理木下檢事、富山市長代理中林書記の弔辭朗讀、其れより富山警察署長代理島地警部補、中田辯護士、會長、本間福井刑務支所長、河合支所長、職員代表宇野津富山養得園主事、來賓並受刑者總代の燒香を終へて一旦閉式後惠美輪番の「死と題し」人生無常の理を説明懇切なる教誨あり一般に對し多大の感動を與へ同十一時五十分嚴肅裡に終式、更に、午後二時より長岡墓地に於て建碑除幕式並墓前式を嚴修惠美輪番外數名の僧侶により讀經和田金澤刑務所長其他の來賓刑務職員、富山養得園關係者同婦人部會員並代表受刑者の燒香ありて午後二時三十分終了せり。



# 讀者の頁

## ◎年頭に際して

高知野村 勇

一枚くくと晝夜のページは繰返されて昨日と去り、今日と過ぎ、幸多かれと祈つた昭和九年の扉は閉ざれつゝ、希望の光に満ちくた昭和十年のカーテンは切つて落されました。この秋に際り、聖徳を瞻仰し、國性を瞻望しますれば、萬感胸にせまつて恐懼惜く能はざるものがあります。爰に於て、我國民は、如何にして聖恩に奉答すべきかを考へねばならぬと同時に私は此の希望の光に浴し得る事を諸賢と共に悦ぶものであります。一休和尚は「門松は冥途の旅の一里塚目出度も有り目出度もなし」とか申してゐますが、確かに其の各人の境遇と氣分とによ

つて、新年は色々に意味されることとなり、又そこに人生の意義が生れる譯であります。何れにせよ我等國民は否人生は寸前暗黒誰か今日を以て明日を斷じる事が出来ませう、そこで今日の事は今日を以てするを上分別とし、百年を貫く大策はありませんから、刹那主義に甘じ只其の日々の生活を、眞實に生命あるものとするのが肝要至極であらうと考へます。一日は一年の始め一步は千里の始めでありまして一日を空くして一年はありません、一步を欠いで千里の彼岸に達しないのでありますから、一日一步の生活も生命であり、眞實でなくてはなりません。一日が眞實の生活であれば一日が一年か將又永久の生活が眞實の生活となるのであります。思へば去年の健氣な犬は今の年に元氣を出して、何物にも恐れぬ勇往邁進を意味した、太くて強い(猪)ものを追出しました、私共は此の強い猪の年をよりよく料理し、希望の活舞臺に於て、よりよき道を辿り、不斷の活動を續け、自己といふものを唯の一步でも進む

べき處に、美しき人生を見出し、皇國行刑の爲努力し以て聖恩に奉答すべきを十年初頭に於て覺悟すべきだと考へるものであります。一言愚感を述べ新年の御挨拶と致します。おゝそうです、今年もあるぞ大晦日之忘れられない一語でしよう。

## ◎累進處遇の進展と

### 不定期刑

高知 筒井春重

累進處遇が吾が行刑に萌芽して茲に二週年の新春を迎へた、此の累進處遇が將來如何に成長し如何に花を開き實を結ぶかは以來世人の注目を離れぬ處である。過去一年に亘る累進處遇は吾が行刑の上に何ものを齎らしたか、謂ふ迄もなく受刑者の自然に受くる拘禁の威嚇恐怖の暗黒地獄の夢を破り覺醒の曙光を浴び聖恩感謝に咽び泣き、茲に改過遷善の道程を辿りて更生の彼岸に躍進しつゝあるは新處遇の恩恵に因る光明の賜と欣喜措く

能はざる處である。

曩に正木先生は、行刑の人對人の關係を説き之が調和を科學に求めよと教訓された事を記憶する。先生の教訓が本格的累進處遇の礎石となる事を今更ながら深く痛感する。

況んや刑務官の人格たるや受刑者に對する反省の鏡にして科學の智識たるや其の光輝である。今容を正して鏡に向ひ己が姿を眺めば如何なる感に打たるや、「噫！過てりく申譯がない」と前非を悔い改め「これではならん」と弾力性を振起し自力的に改善せしめんとするは累進制度の特性とする所である。

然るに今日の處では吾が行刑を受刑者の自力的改善に已みに委ね、注入的改善を拋棄すれば期限内に於いて根本的犯人改善を期するは到底不可能の事實である。斯るが故に吾人の彼等受刑者に對する實質的教育は決して等閑に付すべきでない、されば刑務官たる人格を彼等の容姿鏡と形象するよりも寧ろ魔鏡となつて、受刑者の犯罪に對する内的關係並に

外的關係の總てを寫し行刑諸般の法規を對照して善處萬全は行刑科學の智識に求め之が進展に努められん事を切望して止まぬ。

從來受刑者の行刑成績を視察考査するに刑務官は單なる執務規範の上に形式的に取扱の遺憾がある。驚くべき、仮釋放に許されてしかも之が累入し、慮外にも改悛の情なしとして釋放後之が正業の實地にある者の數幾何、斯る矛盾の現象は社會をして刑務當局に對する不信任の因たるべし、吾人刑務官自體は如何で社會に對する面目やある。

恨むらくは、受刑者の滿期が未改善者と雖も直に之を釋放すべき法律の命ずる處である。未改善者の釋放は檻の猛獸を解放し、狂人の監置を解き、傳染病者を退院せしむるとの危険と毫も異なる處ではあるまい。

犯人改善を期する爲には一つに改善作用の如何を謂ふも二つに不定期刑の是認がある。不定期刑の以て累進制度の行刑と對照し結び合はすは犯人改悛促進たる

拍車の兩輪たる可きであると愚考する。不定期刑の要望は改善作用をモットーとする刑務當局已みならず社會防衛の効果を收むるに刑事政策上に於ても決して忽諸に付すべきではない、私は昭和十年の年頭に立ち益々累進處遇の進展と不定期の實現せられん事を謹んで希ふ次第である。

## ◎作業督勵に付て

T・T 生

刑務作業は本來教育的行刑の効果を實現さす可き一の手段方法にして「自ら汗して食ふべき」人を作るに有る。

犯罪の多くは怠惰にして一定の職なき爲になすものゝ多きは既に數字の示す處である。故に之等のものに勤勉の習慣を植付ると同時に職を授け釋放後累犯の弊に陥る事なき様にする等重大なる使命を有す、即勤勞教育、勞働教育等々重要な意義、目的を有する事論をまたず。殊に

果進制の今日に於ては彼等に自發的に發奮努力せしめ以て作業本來の目的を達せんとす。

斯の如き自發的勞作は經濟的な價值と勤勉なる精神を養ふものにして、此の精神は經濟能力と道徳性を作り以て他日社會復歸の重大な要素をなすものなり。キケロも「勤勉は爾余の凡ゆる美德を包含す」と克己、自制、堅忍、持久は共に勤勉なる精神により培はれるものである。

斯の如き重大なる作業を督勵するに當りては此の基本精神を了解し上下職員は一致協力以て之を指導し、刑務一體の實を擧ぐ可きであると確信する。

斯くてこそ作業能率は向上し、延ては行刑の實も上り進歩發展が期せらるゝに非ざるや？しかるに作業は作業、戒護は戒護と職員、各自が利己的に自己の立場をのみ固持し、互に協調せずして、いつの日行刑の實擧るやと云ひたい、刑務官は身を以て彼等を教化するに非ずや、しかるを口先のみにて如何に聲を大にして叫ぶとも何で彼等を心腹さす事が出来よ

う。

彼等の過失、反則をのみ擧げ以て戒護の充實を期したりとするが如きは實に自己の無意無能を暴露するものにして斯の如き態度を以て常に彼等に接せんか不知々との間に面從復背の小人を作り、他日釋放の曉には社會にいれられず、再度入所するの素因を作るものと愚考す斯の如き事にては作業能率は低下こそすれ、少しも、能率の向上を期待する事は出来ない、彼等を指導する場合には其の長所を見出し、之を伸す様、指導、督勵し、元氣づけてこそ、能率も擧り、改心の動機ともなると思ふ。

かくて初めて作業本來の目的に合致し得るのではなからうか、愚見を述べて諸賢の御指導を乞ふ。(一一、一〇)

○子供の聲

名古屋 梅村春汀

一點の雲もなく澄み渡つた大空を仰ぐ時どんな人間だつて其の清らかさとすが

の美しさ純けさは社會といふ混濁の海に漂ふうちに、やがてその混濁に染められて昔の魂の故郷を遠く忘れ去つて人生の曠野を迷ひ行く。

無邪氣な小供の姿子供の聲をジーンと心によみ返らせるとき、遠い忘却の彼方から自分を慕ひ寄つてくる魂の聲がきこへる。其れが良心であり神から享けたまゝの心の囁きである。宗教も信仰も詮じつめれば無自我の童心に歸ることではあるまいか。雲や霧に覆はれた社會の層雲を切り破つて天空の朗らかさに歸る心の方途をこそ宗教と呼ぶのであるまいか。

童心禮讃の聲は心の裡に宗教ををよめる聲であり、童心を慕ふ心は良き魂を慕ふ心である。かつて刑政誌上で府中刑務所教誨堂前に(將軍の孫)の無邪氣な銅像が建てられ、其のあどけない姿に胸を打たれぬ收容者はないと云ふ記事を見て私は我が意を得たように微笑ましく思つた。當名刑に於ては午前休憩時晝食時及午後の休憩時のラジオ體操若しくは放送教誨の前後に、音楽レコードを一二面宛

放送してゐるが、其の放送レコード中彼等の最も好んで望むものは童謡レコードである。あどけない聲がスピーカーを流れ出る時彼等は一齊に頭を垂れて、その罪のない幼童の聲に耳を立てゝゐる。

『あのような小供の愛らしい聲を聞くに胸に來て自分の罪がつくゝ後悔されます』『あの搖籃の唄を聞いて故郷の母を思ひ出しわが身の親不孝が今更身に沁みます。父母に濟まないといふ思ひがひしゝと湧きます』斯く述懐する者が甚だ多いのを見ても、小供の聲が如何に彼等の良心を呼び戻すことの強いかがうかゞはれる。

失はれた人間性を奪還する事が刑務教誨の眼目とするところであるならば、其の人間性の復歸は彼等の心の底に残つてゐる神ながらの心を呼び醒ましてこれを伸ばし育むことが第一である。聖純な小供の聲が斯くも彼等の内に潜在してゐる神の心を引出すに強い力のある事を考察すれば、教誨方面に映畫にレコードにより以上此、方面の研究を盡くして、効果

しさに胸の晴るゝ思ひをするに違ひない。人の世に於けるその清浄な天にもたふべきもの、それは小供の世界である。自我もなく我執もなく、たゞあるものは無邪氣な笑顔と赤裸々な飾り氣のない心と、丁度それは聖純な天使を想起せしめる美しさである。神から享けた儘の汚れない寶玉のような小供の笑顔や笑聲に接するとき、私達のともすれば尖つたり歪められたりしてゆかうとする心を振り返つてその淺ましき醜さに、一種の寂しさを覺ゆるは私一人のみではあるまいと思ふ。

聖い幼な心。其の幼な心に歸ることは神の心に歸ること聖なる心の故郷へ歸る心である。惡に陥ち罪を犯して人世の荒野をさすらひ歩む罪人達にもこの心の故郷はあるに違ひない。母の乳房にすがつて優しい子守唄をきゝながら眠つてゆつた頃の心の中には罪も汚れもありはしなかつた。あどけなく笑ふ顔のどこにも惡の陰影は見へなかつた。それがやがては罪の子となり人の世の惡魔となる。幼心

的に彼等の情操教育の目的を達成することが要請せられると思ふ。(九、一一、一〇)

○刑務官と武道

石卷支所 有馬豊治

刑務官と武道とは、恰も唇齒輔車の關係とも謂べく是れ全く不離の關係にして如何に武士道精神の刑務官人格上缺くべからざるかは、即ち武士道は精神的の問題にして換言せば身心の鍛練である。刑務官は常に社會的落伍者の矢面に立ちて之を感化教養して再び社會適應者として復歸せしむるの人格第一主義的職務である。殊に收容者中には我が金甌無缺の國體を破壊せんとするが如き、詭激思想の徒輩もあり、刑務官として武士道精神を以て、嚴と溫の中庸を採り、其の徳の偉力によつて驟然改悟し自己の懷抱せる思想を拋棄せしめねばならぬ。

近時我が刑務界に於て時代の趨勢に伴ふ、行刑令規が制定せられた。吾人刑務

官の使命は益々複雑にして其の責任重且大なるものあり。此の使命を遂行せんとするには只だ行刑令規に忠實な機械的活動であつてはならぬ。刑務官精神即ち刑務官魂があつて初めて法規令達を醇化し有力な活動となるのである。刑務官精神は只だ單に收容者のみを目標とせず、國家に對する至上愛の發現にあらねばならぬ。故に行刑の基調を唯收容者のみに偏重せずして國家本位として其の國家愛の關係に於て收容者を訓練し愛恤すべきである。

然らば國家本位としての國家愛の關係とは如何なるものなりや。刑務官の此の雄大なる人格主義的精神を何を以て涵養せんとするか。是れ武士道精神の培養にありと痛感せらるるのである。聊か武道に付其の依て來りたる所以を述べ、如何に刑務官として其の職務上必要なかを検討し之れを陳べんとす。

武と云ふ字は戈を止むと書き、武道修練の目的は決して争鬪や殺伏沙汰に備ふるに非らず、武道は正義人道に立脚して

義に乗りて屈せず、難に處して撓まず其の生死の巖頭に立ちて從容自若其の爲すべきを爲し進むべきに進む、確固不拔の信念と膽度とを養ふ眞に好個の修養道にして吾人刑務官として須臾も之れを吝せず精進すべきである。

武士道は遠く吾が祖先が皇の道に盡された遺風であり、尊嚴窮りなき國是と結付つて所謂大和魂即ち我が國民精神となつたのである。

抑も我が帝國は建國以來萬邦に類なき國體の下に三千年の歴史を重ね、燦然たる光輝を中外に宣揚して今日の強大を爲せるは泰西先進の物質文明模倣の餘慶に非らず之れ建國以來の傳統的精神の餘光に外ならぬのである。

畏くも昨年帝國の非常時艱克服の爲め一般國民に給はりたる御詔書中に「文武互に其の職分に恪循し衆庶各々其業務に淬勵し擲ふ所正を履み行ふ所中を採り」と宣せられたのである。

吾人は此の御詔書の意を奉體し非常時艱克服と刑務官としての國家的至上愛を

目標とし近時の趨勢たる、教育行刑をして、より良く完全に發現せしむべく切瑛琢磨職務に執掌し自己の使命を自覺し自己の使命に生ん乎。

**十二月分贈與金**

一金壹百五拾壹圓也

内 譯

金五十七圓也 死亡贈與金  
故若林武次外二名

金九十四圓也 退職贈與金  
小林太平外十四名

**練習生見學記**

**小田原少年刑務所見學記**

鈴木 生

練習生の最も待望してゐた第六回の見學は近頃晴天続きのことゝて小田原か？放課後黒板に大森書記殿の御意中が表示されんとした時一同の視線は一齊に注目ネオンサインの如く一字／＼浮び出る小田原少年刑務所明十七日午前七時十分新宿驛前（市電終點）に集合！一同はつと一息、胸を撫で同氏の情味たつぷりの御説明と早朝の事とて集合時間の勵行に付き注意があつたとき、クラスの一人立つて時間は幾ら早くも一向差支ありませんと一同に代り潑瀾たる意氣を示した。

當日は註文通りの見學日和に、一同は益々元氣付き何れも定刻前に驛前に集合〇書記殿を待つこと數分にして、早くも午前七時三十分小田原の人となつた。高

速壯快なる電車にて實に乗り心地好く車窓を眺むるに見渡す山は木枯、常盤木紅葉に點綴し、美觀を添へる眞只中をいとも心地よくおつ走る。相模厚木驛頃と思ふ我々を、否非常時大日本帝國をガツチリ守護でもしてゐるかの様な雄姿富士秋空高く晴れ渡つた山又山の間ニヨッキリ現はれ、不知不識に筆者は富士山と大聲を發してしまつた。斯くして富士の姿も消え失せて一種寂寞の感に打たれ間もなく目的地小田原驛に着いたのは午前九時三十分であつた。

驛前に吐き出された一行を出迎ひの爲めと態々御繁務中にも不拘伊藤看守長殿が見えられ、豫期せざる御厚志に恐縮しつゝ小田原の大地に足を踏んだ。

刑務所と云へば刑務所、學校否會館の氣分に満ちる表門に着いた。左側には自動車二臺車庫に納つてゐる傍にオートバイ一臺、先づ此の設備に驚きの眼をパチクリさせつゝ右側の控室へ案内され、菊花の香りに茶菓の饗應に接し内部の解剖

へと好奇心を抱きくつろいでゐる中、鍵山所長殿には輕爽な背廣姿にいと明朗かな總ての者を抱擁する様な面持にて當地は箱根足柄の連峯相模灘を抱き、二宮尊徳翁の出生地と聽く浦賀の海上刑務支所は又世界に誇る行刑特殊性を有し（漁獲實況の寫眞を回覽に供された）當所は専ら勞作教育をモットーとして、現在は軍需品（沓下、作業衣、襪衣、肩章）指物工、靴工、印刷工、洋裁縫工等なりと御説明下され、これより三班に分かれ私は第二班の一員としてS看守長殿が案内された。先づ第一舎獨居房にして現在一部を拘置場に代用し外考査室に充當してゐる。次に第二舎之れも獨居房（三十房）にして夜間獨居に充當し、秋の陽光が大きな窓より磨かれた床の上に差込んで房隅の花瓶に菊の花が主の留守番の様に吾等の覗くに應えるかの感じがした。おや先導は裏口より教誨堂に這入つてゐる、急いで教誨堂の空氣を？と這入つて見れば眞暗だ。一班は既に腰掛に休んでゐる、續

いて三班も入場、「明るみより暗闇へ」是は彼等の新入時の気分であらう。然し今暗い教誨堂へ這入つた私までが同じ心境になつた様な感じがした。一體教誨のサービスかな？とも案じられたがさにあらず教誨師様が一段大きな聲でこれより當所の運動會の實況を映寫致しますとフィルムを廻轉と同時に入場式の場面、續いていとも莊嚴なる國旗掲揚式、少年の君が代吹奏分列式、次に競技各種の場面が次から次へと展開される。何んとあの天真爛漫たる気分よ、されど彼は囚人である。しかし犯せし罪は憎んでも何んで彼をして憎むことが出来得やう。いぢらしき其姿、全く何が彼をそうさせたか？思はず眼頭の熱くなるを覺えた。あの眞摯な態度、あの明朗さ、彼等と職員の場合？、常にM先生の叫ばれる愛の行刑の全部がこの一幕に折り込まれ吾等行刑實務家の軌範たるに値する資料を豊富に獲して表口より外に出る。此處には正方形の大プールが設けられ、海事思想の訓練

を如實に物語つてゐる。左に向けば少年行刑のシンボルとして立派な二宮尊徳翁幼時の銅像あり、同じ箇所昭和五年一月二十五日高松宮殿下御臺臨遊ばされた記念碑があり一行の眼を陶醉せしめた。廳で案内された第四舎當所獨特の自治室である。六室に分かれ施設の設備なく、便所、洗面所は洋式にして舎の一隅に設けられ、房内の裝飾設備は勿論圖書室の完備に驚かされた。娛樂室にはピンポン器、ラヂオ、家族合せかるた、投球盤が備へられ、房内に花瓶、偉人の畫、自然畫、自治精神等がキチンと掲げられ何處が彼等の社會へのスタートを切る準備として小社會生活が營まれてゐるとは何んとなく將來が頼もしく感じられた。當所の居房は何れも採光換氣に恵まれ、従つて房内も非常に明るく窓の大きさは他刑務所に見られざる程で、現在收容人員三百一名の内病者一人もないとは好ましい。第一工場に這入るや若々しい無邪氣さうな少年達が一生懸命指物、靴工、

塗工と餘念がない。擔當臺の前には爽々しい優勝旗が代表工場を意味して立て、ある。暫く立ち留まつて旗の表裏を見てゐると一人の少年手を休めて誇らかさうに笑みを洩らして私の視線と合つた時仕事に就いた。第二工場はメリヤス麻工で第三工場は印刷工、洋裁縫工軍需品で何れの就業者も快活で、規律正しい。殊に作業服の折襟に稱呼番號、階級番號札を縫着してゐるのが好感をもたらしした。晩秋の静けさを破つて中食のラツパの音が聞えた、一行控室に入る。○書記殿苦心の中食と當地生産の蜜柑の御馳走に舌鼓を打ち、此處彼處に朗かな談笑が續くこと數十分の後所長殿には過去十五年前の卒業生で同窓生として特に諸君を懐しく感ずる、健康に留意せられ大いに勉強せらるゝ様との激勵の御辭を戴き、一行深く感ずるところあり、職員御一同の懇切なる御歡待に感謝の意を表し正午近くなつかしの刑務所を辭して今日の今一つのスケヂュールである箱根に向ふ。 終り

### 東神倉庫東京支店見學記

佐々木生

十月二十日、此の日曇天見學日和としては聊か氣遣れる日であつたが、練習生にとつて一番の楽しい而も日本八大倉庫の一つとして、規模の宏壯と施設の完備とを以つて誇る東神倉庫の見學と言ふ事だけに、多大の期待を胸に描きつゝ三々五々寄宿舎を出て豫ねて指定せられた隅田川五大橋の一つたる永代橋の西詰に向つた。指定地に到着すれば最早や大部分の集合を見、豫定時刻八時半に班長大洞部長殿の點檢あり、幸ひ一名の缺席者もなく全員七十七名は集合を終了した。橋上より河上に眼を轉ずれば其處は日本橋區箱崎町三丁目隅田川畔に巍然としてToshin Soko の文字も鮮かに、如何にも我等を迎ふるかの如く建つ宏壯の建物に最早魅惑を感じざるを得ない。廳で八時四十分大森書記殿を先頭に歩を運ぶ事數分にして東神倉庫の玄關に至る。其處で

出迎えられた見玉氏の案内にて地下室共に七階と聞く屋上バルコニーにエレベーターを利用して搬昇せしめられた。此のエレベーターこそは1815部(48部)の積載量を有するもので、昇降時速毎分一五〇呎の「マイクロドライブ式」ださうだ。此の屋上の廣場に立つた頃は氣遣れた天候も恢復して雲の切目に太陽を望み得られる程だつた。然し流石に屋上だけに吹く風は颯々として肌寒く感ぜられた。説明によると敷地六千八百四十四坪建坪一千〇二十一坪、總延坪數五千三百八十八坪を有し、且つ耐震耐火上最善の考慮を費し、鐵筋コンクリート造りの所謂近代式地下室共に七階建の構造にして最高軒高は地盤より九十四尺五寸と算せられ、實に此のあたりにて最も高く大東京を睥睨して遺憾なく、晴天日等は遠く太平洋上をも望視せられ其の偉觀は絶大なりと聞きたれ共本日は曇天の恨ありて遺憾なりしが築地別院、歌舞伎座の高塔を雲の中に探り見て、地平線の天に連る

彼方迄マッチ箱を重ねたるが如き大東京を飛行機上より見る心地して暫く恍惚たらしめた。かくて久松三千三氏と見玉氏の案内に連れられて六階五階と説明を聞き乍ら降りて行く。丁度五階の倉庫に隅田川の汽艇より貨物を解取する荷役作業中であつたので暫く説明を聞いた。之は荷物の引揚機であつて容量一噸吊のモノレールホイストと稱する機械を隅田川に面した方に七臺突出せしめ、各階任意の貨物取入口に取付けたる扉兼用の荷受臺により直接解取を爲し、安全迅速に電力を利用して毎分百五十呎の昇降速度によつて荷物を積込中であつた。今度は倉庫の内部を觀た。各階を通じて倉庫は五十個もあるが其の内、臺灣より搬入する砂糖の袋一袋に付二十四貫入此の袋を驚く勿れ、一萬六千俵も積込收容出来るものが二十五個もあると聞くに及んで其の收容力の絶大なるに驚かざるを得ない。此の袋は一糸亂れぬ陣容を以

つて積込れ、決して不規律の整頓は爲されず實に倉庫内の偉觀とでも言へるものであつた。此の建築に對して觀る人をして一様に感ぜしめられるものは火災に對する非常警報器の設備の完備であらふ。

その自動警報器は倉庫内の天井裏四坪に一個所の割合に取付けられた緑色の豆電球がある。その豆電球こそはマッチ一本だけの火熱が感應しても電球が破裂し瞬時にして所要所のサイレンに電流は通じ一齊に高鳴ると同時に、事務所内に取付けられた警報器盤上に何階の何處の位置に出火したと言ふ事が出る仕掛になつて居て、出火から警察に報知する時間は僅かに二分間もの時間があれば足りるとの事である。又一方非常設備として各階二ヶ所に防火栓の設備ありて出火と同時に消火栓を引出せば、二百八十尺のホースを取付た防火用ホースは電氣のスイッチを入れると同時に壓力により水勢を増し、自動的に放水せられ迅速に且機敏に應急措置を爲し得られる施設である。かゝる完全なる防火設備こそ他人の尊い

財産を保管する倉庫の生命であることは丁度刑務所の收容者を完全に保護收容せんとするに當りて完全なる施設を要すると同様の現象を見出し得る處甚だ大であつた。

次にこの倉庫はどんな事業をしてゐるのかと尋ねた處次の通りである。從來取引上關係と收容能力及倉庫事業の主體を爲す保管料金との關係上保税貨物たる臺灣製糖會社の移入取扱が主たる事業で、大藏大臣、農林大臣、東京米穀商品取引所の指定倉庫となつてゐる。移入糖の性質は毎年臺灣の製糖せられたものを、臺灣に收容するだけの場所がない爲各所の指定倉庫に送つて保管して其處で賣却する方法である。

故に製糖會社は出荷と同時に内地の税關に對して、東神倉庫宛に何月何日汽船何丸にて砂糖何萬俵を送つたと言ふ電報が入る、税關は其の汽船の入港と同時に東神倉庫に出張し砂糖の積込を終了し施錠して置く。一方製糖會社は一俵につき種々あるも上等の砂糖にて七圓七十五錢

の税金を支拂ふと税關が来て解錠する、然る時は各所に賣却せられて行く行程になるのである。又一面保税に關しない内地の荷物の取扱も爲し大商店の荷物を保管の責に當つてゐる。

商店の荷物を保管する時は其の荷物に相當する證券を倉庫側から商店に發行する。其の證券は銀行との契約により金券の價值あるによつて、商店は其れに因り商取引も出來得ると言ふ便法になつてゐる。斯様に大東京の經濟市場に重きを爲す東神倉庫の内に常に働く人は常時八十人内外、十一月中頃から翌年四月頃迄の移入糖の着荷頃は三百人内外を役務するとの事である。さうして次の如きボスターの趣旨に従つて働いてゐる。

安全五則  
朝よりほがらかるびす顔  
仕事する前機械の點檢  
工具一つも調べて使へ  
物には置所整頓大事  
火早いものを散らして置くな

かうした五則の精神こそ此の倉庫の生命だと聞かされて肯れた點も多かつた。最後に喫煙室に通され久松氏より製糖に關する概略の説明あつて一同多大の參考を得、會社の甚大なる厚意と熱心なる説明に感謝しつゝ午後一時より刑務協會に於て開催せらるゝ講演會出席の爲め、十一時二十分東神倉庫に名残を惜みつゝ幾度となく見返りながら協會に向つて解散した。(完)

### 多摩御陵、八王子少年刑務所見學記

竹内 生

山々其の華かな錦繡の装ひを緑滴たる夏への最後の思出に飾らんとし、心も靜かに落着き想を野の末に迄至す、古諺天高馬肥の一日 十月二十七日冷冷へとした秋も深まりぬるかなと思はす朝七時半總員七十七名我等の宿所たる市谷刑務所門前に勢揃ひをなし、大森書記殿の肝入り依る青バス二臺に分乗多摩御陵參拜

八王子少年刑務所見學に一日を過すべく八王子出身の馬場源吾君の同車にて出發す。新宿驛前を出で此處より一路西に進む。市中に例の掘返しにて自動車も少々上下動をなすも代田橋附近よりは實に氣持の良い幅員六間餘もあるかと思はれる舗装道路にて、兩側に植ゑられた並木既に紅葉せんとし、天氣は少しく曇りたるも愉快なドライブ氣分になりたるにや天氣もものは、車中躁く事丁度幼稚園兒の遠足を思はするものあり、運轉手も我々の氣分に引込れたるか二臺競争的に飛ぶ。昔時甲州街道と呼ばれ駕にて松並木を馳けたる有様思浮べられ今昔の感深し眼を轉ずれば竹藪の彼方、此方に點々として陶工柿右衛門を惱ましたる眞紅の柿樹上に咲き、廣々とした武藏野の原一面に黄金色の波打てる一幅の好畫題にして嬉して事極りなし。時餘にして十餘里の道を走り八王子市に入る。市の目貫場所銀座通りを思はせる元横山町の店舗を車中より眺めて黄色に染まれる銀杏の並木

續く高尾山行電車路に沿ふて十分餘にて御陵參道前に來る。參道口を流れる淺川に架れる欄干白く塗られたる參道橋を渡り京王電車御陵前驛を右に眺む、驛は御寢殿造りの建物にして如何にも陵前の驛として似合しきものにして電車に依る時は此處にて下車するなり。車止にて自動車を捨て一同整列して玉砂利の敷きつめられた參道を歩く、清淨其のものゝ如く掃き清められ兩側の松、杉、檜等の常盤木植ゑ並べられたる中に山柿、楓の灌木所々に差げに眞紅になれる緑の葉の中より微に見る秋趣彌が上に増し一面淨域之感強し。町餘にして陵前に至り手洗をすまし一同身を清めて 御陵を拜す、默禱する事暫し靜かに英主 大正天皇の御遺蹟を偲び奉り歸つて現代非常時を叫ばれ民心去就する所を知らず眞に自己の生くべき確固たる心の寄邊を失へるかの觀深き思想界の現状を思ひ、感慨愈々深し。寂とした常盤林中何鳥かは知らぬチ、チと鳴き、山茶花の一株白、桃色の咲き

こぼれて居る。靈域を退下し車止にて車上の人となる。

市の東南部靈峰富士、高尾の連山を眺め清澄なる空氣に少年の希望を自然的に誘發し得ようと思はれる高臺に建てる不幸の少年諸君の矯正所多摩少年院の見學を了し、八王子少年刑務所に至る。同所は市の南端部の高臺に位し支關の前方は遙かに桑畑、黄金色の稻田廣がれり。自動車より下りるや否や直ちに歓迎記念撮影を受ける。嬉しいやら、間誤付くやら少年の將來の祝福と勝利の象徴をなすと云はれる月桂樹植ゑられたる支關前に整列してお互に澄まして晝中の人となり終つて休憩室にて茶菓の御款待に一同渴ける喉を潤し、晝食後金澤所長殿より同所の概括的沿革史及有益なる少年受刑者特に所謂精神耗弱者の處遇方法等の御講話を謹聽、次で津島保健技師殿より實務上特に必要な病理學的、精神病學的收容者の分類に付き實際行ひ居られる事實に即して専門的御高話を拜聽、果進處遇法

實施せられ、成年受刑者に對して科學的分類によりて個別的教育處遇の必要を高唱せられる折、收容者個々の科學的検査方法の御説明には沁々感服熟々其の必要性を痛感したり。以下同所の概観を述べんに大正十三年七月現在の建物は關東大震災の災厄に會ひたる結果、改築竣工したるものにて昭和二年七月司法省最初の試として刑法第三十九條第二項に該當する受刑者即心神耗弱者の少年受刑者を集めて收容し、元來不治とせられ又收容後の處遇に多大の不都合を感じたる之等受刑者に對して特殊處遇により治癒を期待したる我國嚆矢の刑務所なり。最初は一府七縣の刑務所より移送を受け居たるも現今にては全國の刑務所より移送せられるとのことなり。現在收容者は百五十名に及び之等入所者に付きては二ヶ月間獨居拘禁に附し、精神病學的個性調査及智能測定をなし、智能測定の結果之を七分五分、三分（通常者を百として其の百分比に依る智能係數による分類法）に分ち

て處遇方針を定め醫療、教育、作業等相俟て所期の効果を收めんとせられ居るものゝ如し。斯かる干係上作業も一教育方法、醫療之補助方法として考られ種目も風船張り、芯繩作りの二種にして強制作業といふより任意作業との事なり。從て作業成績の如きも七分智能者にして風船張り百個乃至百五十個位が一日の成果との事なり。娛樂室には天井に萬國旗十字につるされ、ピンポン臺、將棋盤等設備され居り午前又は午後の時間を此の娛樂室或は運動場にて自由に過す由、今日は運動場にて二十名位が野球を爲し居たり其の内の一人は役人と相撲場にて相撲の眞似をやり居る等成年刑務所に勤務する我々に取りては喜ばしい設備であり、稀有な又長閑な一風景なりき。收容者は狂暴性犯人多きとのことなりしも唯程度重き者を收容せる病舎中の一、二の受刑者を除きては總て一見狂暴性犯人と見らるべき者なく皆温和なしさうな様子なり。斯く伸氣に舉動し居る彼等も先天的に

度刺戟せられんか自己を失して狂暴なる行爲に出づるならんと考へる時實際同情に堪へざるものあり。教誨堂にて彼等の圖書、習字の成績品を見るに丁度田舎の小學校の一年生程度の無邪氣な習字、圖書多數、否殆どなりき。之等低能者、不具者を教育し、指導し、保護して行かれる職員の方々の困難も嚙ぞかしと推察せられ、不幸なる少年等に職員の皆様の御努力に依り一日も早く來らん事を祈りつゝ一巡し終りて所長殿始め皆様の御厚意に深甚の敬意と感謝とを爲して御別れして靈峰高尾に登るケーブルカーに膽を冷し山頂の本殿に詣で傑僧空海を偲び、見晴臺に至る。曇天にて關八州を一望に收むる事得ざりしも模糊たる地平線の彼方迄も想像して山を下る、時に午後五時過なりき。

### 關西風水害の特別表彰者追加

客年九月廿一日關西方面を襲ひし風水害に際し、刑務職員にして克く任務を完ふし其の功勞顯著にして他の龜鑑とするに足る者に對し、本會は寄附行爲第五條に依準して表彰狀に金一封を添へ表彰せしも、更に左記の者を追加表彰せり。

奈良刑務所看守

鹽見萬吉



### 海外異聞録

#### ウイン警察犬の威力

ウイン警察の探偵犬は毎年千二百餘人の犯罪者を捕縛させるといふから驚く。そのため近年に至つて同市の犯罪数が著しく減少したとウインの新聞は稱讃してゐる。警察で採用してゐる探偵犬はドイツ種のシェパードとドーベルマンの二種類だけで、小型の犬は受入れぬことに定まつてゐる。採用試験は嚴格を極めて、利口な奴以外はどし／＼オミットして終ふ。合格した犬は滿九ヶ月から嚴しい訓練を受けるが、訓練する忍耐と教育的の才能とは特別のものだといふ。一人前？になつ

た犬達は各登録簿を持つてゐて、その性質や短、長所が記入してあり、勇敢な行爲をした場合はこれに特記される。街頭で働く犬達は優秀なものばかり選ばれるのだが、中でもトゴオ、デアアナ、パリーの三頭は犯罪者にもつとも恐れられて「鬼刑事」なみの扱を受けてゐるといふから愉快だ。彼等の嗅覺は非常に鋭敏だから外観などでは決してゴマカされない。犯罪者が如何に巧みにアリバイを作らうとしても、犬は頭として眞實を主張する。コソ泥から大盜賊に至るまで、探偵犬の前では嘘をつけないものと諦めてゐるさうだ。これ等の犬共は堂

々たる住居を持ち優遇この上もない。

#### 指紋と病氣

指紋は犯罪捜査の手掛りとして警察にばかり御用のあるものと思つてゐたら、最近ではどうやら醫學上の有力な手掛りにもなりさうである。ペルリンのハイソリツヒ・ポール博士は先頃ロンドンで行はれた人類學大會の席上で、指紋が罹病と關係あることを主張して斯界の御歴々の耳をそばたした。博士の研究によれば最近流行した小兒脊髄前角炎の罹病者について驗べた結果、同罹病者は何れも殆ど同種の指紋を有してゐる。ところが判明、更に他の疾病についても右の事實が確認された。又精神病院患者と健全な人間を比較研究してみると、やはり指紋上の概括的差異が現れてゐる。今後指紋の専門的研究によつては種族的家系的特徴を見極めることも不可

#### く生めよ殖やせよの脱線振り

イタリーではムツソリニの天下になると、これまで葡萄畑であつたものをどし／＼田になほして稻米を植ゑる。米の増收をはかるに一生懸命の有様であるが、一方イタリーの人々をどうかして一億萬人にして、ローマ王國全盛の昔に還すと云ふ念願をもつてゐて、彼以前のイタリーはよその國並に産兒制限が各家庭に行はれてゐたのに、彼は墮胎

を嚴罰に處し、男は何歳になつたら、女は何歳になつたら結婚しなければならぬと云ふ法律を設け、その年齢を過ぎても獨身でゐるものからは獨身税をとり、これが年々五千五百萬リラに達してゐる。邦貨になほして五百五十萬圓だが、この金は子供の多い貧乏人に分ち與へられる。何んでもかでも人口をふやせと云つて、最近では十六人の私生兒を生んだ女に獎勵金を與へたといふ脱線振り。

#### 惡の手先に傳書鳩

人命救助に軍の連絡に、目覺しい働きをしてゐる可憐な空の戦士、傳書鳩がこれは又憐れにも惡の手先に使はれてゐることが最近發覺した。カイデイフに住む某といふ支那人が最近阿片密賣の廉で檢舉されて罰金百ポンドを課せられたが、事件の審理から端なくも此の男が傳書鳩を密輸に使用するといふ傳書鳩悪用の

香しくない先例を開いてゐたことが判明したのである。彼はカイデイフに本據を構へて阿片の密取引は悉くロンドン、リヴァプール其他から可憐な傳書鳩の翼に隠して當局の目をくらまし、巧に密輸入してゐたのである。彼の本據手入の際にはかうして集めた阿片が三十四包もあつたのと其他内部をくりぬいた聖書、經本等巧妙極まる密輸器具も數多發見された。事件の判決に當つては國際的禁止品の密取引は以ての外とあつて、本人は罰金百ポンドのお目玉を食はされたが、一方不幸此の男の手先に使はれた傳書鳩に對しては係官も其の純眞無垢なることを諒解して無罪釋放といふことになつた。

#### 巴里に女巡査採用の運動

女の警官をつくるといふ案はイギリスでも先に試みたことがあるが、その結果は失敗

だつた。ところが今度はフランスで又同じ案が持出されてゐる。その熱心な提唱者はアーマン・マサール氏で、この人の父親も嘗て熱心に女巡査説を主張したが、當時はたゞ漫畫家を喜ばせただけで一笑に附されて了つた。そこで父の遺志をついだ第二世マサール氏は今度はフランス全國のあらゆる婦人團體を口説き落して、その支持と後援のもとに、最近その計畫を再びパリ警視長官ランジエロン氏に提出した。警視長官は甚だ結構だが、これは市會及び内務省系の各關係當局の決定を待たねばならぬと返答したので、近く正當な手續をふんで採否が決められることになつてゐるといふ。然らば女巡査は如何なる長所があるかといふに、提唱者に従へば鐵道の停車場、ダンスホール、活動寫眞館、學校等に配置するには婦人巡査の方が遙かに能率が良いこと請合ひである、女性

#### コールタール漬

は特殊の直感と懸け引を持つ

である。勿論野暮くさい制服なんかは着せなくてもよい、婦人警官であるといふパツチだけ付けてをれば風致も良いだらう、といふのである。

サウス・オーストラリアのアドレード郡郡會所在地アドレードの市民を笑殺したロイド張り實話——ルンペンの中のフランクフツクといふ男、寝るところがないので郡會廳舎の中庭に忍び込んでくつすり寝込んだが、翌朝未明見つかからぬうちに、あわてた拍子にコールタールの桶に沈没してしまつた。急報により二人の警官がかけつけて引摺出し、石油やお湯やソーダで總動員して洗つてやつたが、お蔭で警官は二時間ぶつ通しの勞働フツク先生すつかりいゝ氣持になつて「有りがたう、サヨナラ」といふところを「一寸待つた」と、廳舎内侵入のことで十四日間の禁錮。

# 訓令通牒

□兵役法第四條ト少年法第十四條トノ關係ニ關スル件

(司法省 行刑局 行甲第一、二九一號)  
昭和九年八月廿八日

標記ノ件ニ關シ川越少年刑務所長ヨリ司法省刑事局長宛別紙  
甲號ノ通問合有之同局長ヨリ別紙乙號ノ通回答相成候條爲御參  
考及送付候

(別紙) 甲號  
川發第八三二號

昭和九年七月四日

川越少年刑務所長 泉 英 斌  
司法省刑事局長 木村 尙 達 殿

拜啓時下益御清穆奉賀候陳者當川越少年刑務所ニ於テハ少年  
法ノ適用ヲ受ケタル受刑者ヲ收容致居候處別紙ノ通少年法第十  
四條並ニ兵役法第四條ニ關聯シ聊カ疑義相生シ候ニ付何分ノ御  
指示相仰度此段及御願候

(別紙)  
少年法第十四條並ニ兵役法第四條ニ關スル疑義ノ件

少年法第十四條ニ所謂人ノ資格ニ關シテハ將來ニ向テ刑ノ言  
渡ヲ受ケサルモノト看做ストアリ已ニ昭和二年八月刑事局長通  
牒第九、一四五號ノ趣モ有之候條兵役法第四條ニ規定セラレタ  
ル六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ兵役ニ服ス  
ルコトヲ得ストアルハ少年ニ對シテハ適用セラレサル義ト思料  
候得共當所教練囑託岡田少佐ヨリ麻布聯隊區司令部宛私信ヲ以  
テ照會致候處右ハ少年法ノ如何ニ不拘兵役法第四條ノ制限ヲ受  
クヘキモノナル旨回答ニ接シ候然ルニ當所ニ於テハ目下長期六  
年以上ノ該當者ハ二十名ニ達シ居リ何レモ將來入營ヲ待望シツ  
ツ孜々トシテ教練ニ服シ居候條若シ彼等ニシテ兵役ニ服スル義  
務ナシトセハ彼等ノ心情ヲ察知スルニ實ニ憫然タルモノ有之斯  
クテハ少年法發布ノ御趣旨ニモ悖ル事ト聊カ疑義相生シ候ニ付  
至急何分ノ御回示相仰度候

(別紙) 乙號

司法省 刑事第一、八六八號  
刑事局

昭和九年八月十三日

川越少年刑務所長 泉 英 斌 殿  
司法省刑事局長 木村 尙 達

兵役法第四條ト少年法第十四條トノ關係ニ關スル件回  
答  
本年七月四日付川發第八三二號ヲ以テ御問合相成候首題ノ件

ニ關シテハ少年ノ時犯シタル罪ニ因リ六年以上ノ有期ノ懲役又  
ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行免除ヲ受ケタル  
者ハ少年法第十四條ニ依リ兵役ニ服スヘキ資格ヲ回復スルコト  
勿論ナルモ刑ノ執行終了又ハ執行免除カ徵兵適齡前ナルニ於テ  
ハ將來ニ向テ刑ノ言渡ヲ受ケサリシモノト看做サレ徵兵検査ヲ  
受クルコトヲ得ルモ徵兵適齡後ナルニ於テハ兵役法第四條ノ適  
用ニ依リ徵兵検査ヲ行フコトナク同法第九條第二項ニ依リ第二  
國民兵役ニ服スヘキモノト思考致候

□監獄法施行規則中改正ノ件  
司法省令第十二號

監獄法施行規則中左ノ通改正ス  
昭和九年九月七日

司 法 大 臣

第九十一條中第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
護送又ハ出廷ノ場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ拘ラス別ニ定ム  
ル衣類ヲ著用セシムルコトヲ得禁錮囚ニ付處遇上特ニ必要アル  
トキ亦同シ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

司法省 行甲第一、三三八號  
行刑局

刑 務 所

少 年 刑 務 所

監獄法施行規則第九十一條第三項ニ依リ受刑者ニ著用セシメ  
得ベキ衣類ハ昭和九年三月七日行甲第三〇三號ノ一訓令ノ定ム  
ル制式ニ依ル  
右訓令ス

昭和九年九月七日

司 法 大 臣 小 原 直

□監獄法施行規則改正ノ件ニ關シ通牒

(司法省 行刑局 行甲第一、三三八號)  
昭和九年九月七日

今般司法省令第十二號ヲ以テ標記規則中改正相成候處右ハ左  
記趣意ニ依リ改正相成タル次第二付克ク其ノ趣旨ヲ體シ施行上  
遺憾ナキヲ期セラレ度候

記

監獄法施行規則第九十一條ニ依レバ受刑者ニ著用セシムベキ  
衣類ハ赭色ヲ原則トシ例外トシテ十八歳未満ノ者及處遇上必要  
アリト認メタル者ニ限り淺葱色ノ衣類ヲ著用セシム得ルコトト  
規定セラレ居ルモ行刑累進處遇令ノ實施ニ伴ヒ全令第六十九條  
ニ依リ更ニ受刑者中第一級ニ屬スルニ至リタル者ニハ普通衣ヲ  
モ著用セシメ以テ釋放準備期ニ於ケル改悛促進ヲ期待セントス  
ルニ至レリ

然ルトコロ右ノ如ク一部懲役受刑者ニ普通衣ノ着用ガ認めラ  
ルルニ至リタル以上更ニ惟ヲ廻ラスニ於テハ懲役受刑者ニ比シ  
寛大ナルベキ禁錮受刑者ニ對シ其ノ處遇ノ必要上普通衣ノ着用  
ヲ許サザルノ謂レナク又此等受刑者ガ證人其ノ他ノ訴訟關係人  
トシテ裁判所ニ出頭シ法廷ニ立ツガ如キ場合又ハ護送ノ途中ニ  
於テ之ニ普通衣ヲ着用セシムルハ單ニ此等受刑者ノ心情ヲ融和  
スルニ止ラズ他面風教ノ上ニ及ボス影響亦渺カラズト思料セラ  
ルルニ付此ノ點改正セラレタルモノナリ

□未決拘禁者ニ看讀セシムヘキ雜誌ノ種類追加ノ件

(司法省 行刑局 行甲第一、三三四號)  
昭和九年九月十三日

標記ノ件ニ付テハ昭和六年十二月行甲第二、一六五號通牒ヲ  
以テ指定中ノ處其範圍ヲ擴張シ左記種類ノ書目ヲモ選擇ノ上看  
讀セシメラレ候様致度尙指定以外ノ書目ニ付特ニ看讀許可スル  
ヲ相當ト認ムルモノ有之候場合ハ豫メ本省ニ内議ノ上御處理相  
成度候

記

- (一) 男子用
  - 一、講談俱樂部
  - 一、實業之世界
  - 一、日本及日本人
  - 一、眞宗ノ世界

- 一、法ノ國
- 一、野球界
- 一、スポーツ
- 一、園藝界
- 一、カメラ
- 一、朝日
- 一、朝供の科學
- 一、修養世界
- (二) 女子用
  - 一、婦人公論
  - 一、法味
  - 一、靜坐
  - 一、求道
  - 一、朝日カメラ
  - 一、ゴル
  - 一、科學の日本
  - 一、ローンテニス

□訓令廢止ノ件

司法省 行刑局 行甲第一、三七五號ノ一

- 長崎刑務所
- 福岡刑務所
- 熊本刑務所
- 宮崎刑務所
- 沖繩刑務所
- 久留米少年刑務所

昭和二年六月行甲第八三四號訓令ハ之ヲ廢止ス  
本令ハ昭和九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

右訓令ス

昭和九年九月十二日

司法大臣小原直

司法省 行甲第一、三七五號ノ二

鹿兒島刑務所

昭和二年六月行甲第八五四號訓令ハ之ヲ廢止ス  
本令ハ昭和九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

右訓令ス

昭和九年九月十二日

司法大臣小原直

司法省 行刑局 行甲第一、三七五號ノ三

(司法省 行刑局 行甲第一、三七五號ノ三)  
昭和九年九月十二日

今回標記受刑者ノ集禁區分廢止ニ付別紙ノ通訓令相成候處右  
ハ昭和八年三月全國的思想犯收容者ノ激増ニ鑑ミ行甲第三七六  
號ヲ以テ治安維持法違反受刑者ノ刑執行ニ付テハスベテ本省ヘ  
稟請ノ上移送ノ指揮ヲ仰ギ之ガ統制ヲ圖リ來リタルトコロ獨リ  
長崎控訴院管内ノミ例外的ニ昭和二年六月行甲第八三四號司法  
省訓令ニ基キ同管内標記受刑者ハ之ヲ鹿兒島刑務所ヘ移送集禁

スルコトニ指示セラレ居ルタメ拘禁ノ統一ヲ妨グルト共ニ同管  
内ヲ除キタル他管内ノ刑務所ニ於ケル確定者中本省ニ於テ其ノ  
教化其他處遇上ノ必要ヨリ鹿兒島刑務所ニ移送方指揮セントス  
ルモ同訓令ニ基ク移送集禁者アルタメ指揮不可能ノ場合ヲ生ズ  
斯クテハ行刑處過ノ實際並移送事務取扱上甚ダ遺憾ノ事實アル  
ヲ以テ此際全國的思想犯受刑者ノ拘禁並移送事務ノ統制ヲ期  
スル趣旨ヨリ改正セラレタルモノニ有之候

□作業時間短縮試行延期ノ件依命通牒

(司法省 行刑局 行甲第一、四〇四號)  
昭和九年九月十五日

昭和九年三月二十八日行甲第四二八號ヲ以テ標記ノ件依命及  
通牒置候處其後一部刑務所ニ於テハ依然大量ノ軍需品ヲ引受ケ  
之カ製作ノ爲作業時間延長ノ必要ヲ生シ候ニ付未タ全般的ニ良  
否ヲ判斷スルニ至ラス依テ明年三月末日迄更ニ時間短縮試練期  
間ヲ延長相成度候

追テ延長期間ノ試行方法及調査事項ハ從前ノ通御取計相成候  
績報告書ハ延長期間終了後提出相成度候

叙任及辞令

典獄(長崎) 支所長 藤井武利(佐賀)  
 六等六級 典獄補 齋藤信一(福岡)  
 佐賀支長 典獄補 齋藤信一(福岡)  
 (十二月一日)  
 願免 看守長 年末孔胤(廣島)  
 (十二月三日)  
 敘正五位 衛生官 芥川 信(行刑局)  
 勳八等 看守長 太田卯八(川越)  
 (十二月一日)  
 屬(行刑局) 看守長 宮城 昇(岡崎)  
 岡崎少年 同 牧野 料(久留米)  
 看守長(久留米少年)  
 看守 越智 清(松山)  
 大阪 看守長 前田幸之助(巢鴨)  
 看守長(巢鴨)  
 看守 米岡弘泰(京都)  
 岡崎少年 看守長 野村瀧雄(名古屋)

看守長(名古屋) 看守 京田政次郎(金澤)  
 (十二月十二日)  
 兼名寄支長 支所長 双木文四郎(旭川)  
 典獄補 看守長 平方義孝(小菅)  
 願免 看守長 高田苗治(巢鴨)  
 同 岡村保容(同)  
 同 古川英一(静岡)  
 同 岡田久吉(京都)  
 同 横柳逸海(徳島)  
 同 富樫 博(横濱)  
 同 藤田甚太郎(川越)  
 同 藤原英藏(滋賀)  
 同 稻葉 孝(青森)  
 同 高橋七郎(網走)  
 同 法元照夫(和歌山)  
 同 保 貞良(八王子)  
 同 佐藤 惠(大通)  
 同 山田榮次郎(高山)  
 同 今井青水(飯塚)

同 同 本庄吉助(平支)  
 同 同 河村信市(名寄)  
 免本職巢鴨 支所長 豐由浅一(岩見澤支)  
 岩見澤支長 看守長 高橋敏郎(札幌)  
 札幌兼 看守長(札幌)  
 看守 照井明四郎(市谷)  
 (静岡)  
 同 種田 寧(巢鴨)  
 川越少年 看守長 藤田均一(豊多摩)  
 看守長(豊多摩)  
 看守 黒澤長登(巢鴨)  
 同 (八王子少年)  
 同 青木善助(小菅)  
 京都 看守長 赤塚 孝(小菅)  
 看守長(小菅)  
 看守 岩松 茂(巢鴨)  
 木更津支長 看守長 佐藤忠一(前橋)  
 兼千葉 看守長(前橋)  
 看守長(前橋)  
 看守 瀬戸 清(市谷)  
 巢鴨 看守長 伊藤光治郎(鹿兒島)

看守長(鹿兒島) 看守 牟田作一(長崎)  
 同(横濱) 金子勝美(巢鴨)  
 徳島 看守長 妹尾孝太郎(岡山)  
 岡山 同 永岡三市(高松)  
 看守長(高松)  
 看守 元木久吉(徳島)  
 飯塚支長 看守長 岩花辰次(市谷)  
 市谷 同 浦口市之進(大阪)  
 看守長(大阪)  
 看守 大畑好藏(奈良)  
 平支長 看守長 吉岡薫太郎(名古屋)  
 名古屋 同 吉岡利兵衛(函館)  
 函館 同 山田利助(和歌山支)  
 和歌山支 同 生田重徳(大阪)  
 大阪 同 橋本義二(小倉支)  
 小倉支 同 松野岩吉(橋通支)  
 看守長(橋通支)  
 看守 田中幸信(巢鴨)  
 大通支長 看守長 三浦惣次郎(水戸)

看守長(水戸) 看守 市川鴻章(京都)  
 旭川支 看守長 渡邊 直(宇都宮)  
 宇都宮 同 山本巳之吉(網走)  
 看守長(網走)  
 看守 小山田秀雄(釧路)  
 同(網走)  
 同 江口 學(札幌)  
 高山支長 看守長 中島廣記(徳島)  
 看守長(徳島)  
 看守 岡田 榮(岡山)  
 同(青森)  
 同 山口重幸(静岡)  
 同(和歌山支)  
 同 佐竹貞恭(京都)  
 滋賀 看守長 山路庄五郎(山口)  
 看守長(山口)  
 看守 中野眞一(福岡)  
 同(岡山)  
 同 森田増嘉(岩國少)  
 同(釧路)  
 同 本吉治雄(横濱)

同(秋田) 同 島村 寛(市谷)  
 免本職小菅 支所長 稻葉雄次郎(木更津支)  
 看守長(津支)  
 (十二月十五日)  
 ◎満洲國行刑務官出發  
 今回發表を見た満洲國行刑務官は左記の如く總數實に八十八名の多數に上り、何れも既に勇躍赴任の途に就かれた譯であるが、尙ほ刑務協會は將來とも相互相提携して斯道の使命に貢献すべく、従前通り會員たるの資格を保有せられん事の承諾を得た次第である。  
 屬官任用者  
 看守長 高田苗治(巢鴨)  
 同 古川英一(静岡)  
 同 藤田甚太郎(川越)  
 同 保 貞良(八王子)  
 同 岡田久吉(京都)

典獄佐任用者

看守長 平方義孝(小菅)  
 同 岡村保容(巢鴨)  
 同 富樫 博(横濱)  
 同 横柳遵海(徳島)  
 同 今井青水(福岡)  
 同 本庄吉助(宮城)  
 同 佐藤 惠(札幌)  
 同 河村信市(同)  
 同 高橋七郎(網走)  
 同 藤原英藏(滋賀)  
 同 法元照夫(大阪)  
 同 稻葉 孝(青森)  
 同 山田榮次郎(岐阜)

看守長任用者

看守 大村 忍(市谷)  
 部長 山崎三郎(同)  
 同 常石淳平(同)  
 同 田上義人(豊多摩)  
 同 高橋勝藏(同)

看守 芹澤吉太郎(同)  
 部長 植木研吾(小菅)  
 同 畑山泰治(同)  
 同 曾我宗次(巢鴨)  
 同 阿部源三郎(横濱)  
 看守 仲川修二(同)  
 部長 岡本恒秀(千葉)  
 同 清水鵬太郎(同)  
 看守 尾林顯一郎(前橋)  
 部長 岩間武男(甲府)  
 同 市川庄治(川越)  
 看守 小林捷造(小田原)  
 同 藤見辰之助(同)  
 部長 仲川新作(新潟)  
 看守 渡邊 茂(同)  
 同 伊東保彦(長野)  
 同 中村 登(同)  
 同 根岸義雄(神戸)  
 同 佐藤政壽(關東廳)  
 部長 野田義男(札幌)

同 河上政重(北海)  
 同 東 實(網走)  
 同 志田忠好(秋田)  
 看守 庄子武雄(宮城)  
 同 平山七郎(長崎)  
 部長 大野定義(宮崎)  
 同 古川榮藏(大阪)  
 看守 細小路正一(豊多摩)  
 部長 小島 貞(函館)  
 同 木村 樹(名古屋)  
 同 森島 勇(同)  
 同 卯田新造(同)  
 同 岡本藤一郎(岐阜)  
 看守 船重 利(金澤)  
 部長 谷尾信次(同)  
 看守 中山長松(同)  
 部長 宮崎一彰(同)  
 同 西井庄三郎(三重)  
 同 小林 尙(熊本)  
 同 永谷竹之助(大阪)

看守 杉山静馬(大阪)  
 部長 堀之内義尙(宮崎)  
 同 海老原爲治(大阪)  
 同 大石米藏(同)  
 看守 小倉範二(京都)  
 部長 辻 信義(姫路)  
 看守 加納多々雄(同)  
 部長 妹尾 榮(神戸)  
 看守 木下 正(同)  
 同 小川 文(高松)  
 同 黒田 巖(滋賀)  
 同 渡邊晴種(高松)  
 部長 桑原辰雄(滋賀)  
 同 森本泰輔(徳島)  
 部長 田口竹治(松江)  
 看守 高森和太郎(岡山)  
 部長 社河内忠治(山口)  
 同 渡邊恒祐(同)  
 看守 清水一馬(同)  
 部長 崎田國松(長崎)

同 富永勝兵衛(福岡)  
 同 中野 清(同)  
 同 安井正雄(同)  
 同 内野義隆(同)  
 看守 原野安市(久留米)



# 判例民事法

東京帝國大學內民事法例研究會編

乾平彦 澤孝政 井秀重 山積重 藤能妻 加藤武 川島中 兼中子 田中耕和 田川善之 山中田英 松本力太 解良富 舟橋淳 小藤勇 有田東 吾妻光 新井秀 菊井英 宮平三 平延三 末弘三 鈴木竹 鈴木雄 諸先生執筆

## 第十一卷

(昭和七年度) 愈々發賣

本書は東京帝國大學民商法並に民事訴訟法研究室の諸員を中心として成立した民事法例研究會が大正十年此方大審院判例集に登載された一切の民事法關係の判決を研究批判したものを集録し且卷末に詳細便宜なる法條索引、事項索引を添附したもので、最近判例の趨勢を知り之と學說との關係連絡を學ばんとするものは學者、實際家たる受驗者たるを問はず是非共座右に備へられんことを御薦めする。

| 判例民法   |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第一卷    | 第二卷    | 第三卷    | 第四卷    | 第五卷    | 第六卷    | 第七卷    | 第八卷    | 第九卷    | 第十卷    | 第十一卷   | 第十二卷   | 第十三卷   |
| 大正十年度  | 大正十一年度 |
| 定價五・〇〇 | 定價五・五〇 | 定價四・〇〇 | 定價四・〇〇 | 定價四・〇〇 | 定價四・五〇 | 定價四・八〇 | 定價四・〇〇 | 定價三・〇〇 | 定價三・三〇 | 定價四・〇〇 | 定價五・〇〇 | 定價五・〇〇 |

送料各地廿二錢

判例民事法總索引 (自昭和五年至大正十年) 定價二・五〇 送料一四

東京 神保町 有斐閣 振替 七〇 東〇 京番

## 法學協會雜誌

第五十三卷 第一號 一月一日發行

論說  
問屋關係に於ける委託者の地位……東京帝國大學 助教授 鈴木竹雄  
英法に於ける名譽毀損と差止命令……九州帝國大學 助教授 田中和夫  
土地債務の抽象性について……東京帝國大學 助教授 山田晟

## 法學志林

法律における信義の要請と保護……收野英一

日本中世寺院法に於ける司法制度……細川龜市  
人事判例研究……中川善之助  
□ 借稱相續の確認と相續回復訴訟の要否……武藤智雄  
□ 市と羅馬法……角田幸吉  
明治初年以降民法施行前の親子法……

第三十六卷 第十二號 昭和九年十二月一日發行

東京 法政大學發行

新刊批評及思想概観  
政治的刑法學の價值 (木村龜二)  
動的的法律理論と世界觀 (大塚郷二)  
新刊紹介  
判例 民事八件 刑事十件 行政一件  
法學志林第三十六卷下總目錄

ザウエルの刑事社會學……法學士 高橋正己  
紹介  
岩田新著、占有理論 (原田慶吉)——美濃部達吉著、日本憲法の基  
本主義 (田中二郎)——近時民法學界の收穫 (我妻榮)  
判例研究  
民事訴訟法判例批評 (一四九)……東京帝國大學 加藤正治  
民事法判例研究録 (昭和八年度・五)  
雜報  
法理研究會記事「司法制度の改善に就て」

東京帝大 法學協會發行

# 法學論叢

係争中の訴の提起……………山田正三  
 物上代位……………石田文次郎  
 アイルランド自由國の政治的地位とイギリス……………池田榮  
 抽象的訴權と具體的訴權……………小野木常  
 近世の裁判組織と審級及管轄に關する若干の考察(二)……………小早川欣吾  
 批評と紹介……………

昭和十年一月 發行所 京都帝國大學法學會  
 一月 號 發賣所 東京 有斐閣  
 第三十二卷第一號  
 モリトール『所有權の目的拘束』……………於保不二雄  
 民事判例研究  
 法定の推定家督相續人の離籍と家督相續・遺言の口授ありと認むべき場合……………近藤英吉  
 要素の錯誤と重大なる過失・下請負人の行爲と請負人の責任……………石田文次郎  
 雜報 研究會記事

# 法曹會雜誌

第十三卷 第一號  
 昭和十年一月一日發行  
 定價金五拾錢

司法省構内  
 法曹會  
 振替口座東京一五六七〇番

○人的會社の組合性(一)……………東京地方裁判所 事松田二郎  
 —— 人的會社に對する社團的理論構成の否認 ——  
 ○犯人の妻を教唆して證據を湮滅したる者の責任……………大審院檢事 平井彦三郎  
 ○刑事訴訟法第二百五十五條に依る強制處分について……………法學士 島方武夫  
 ○詐病性精神障礙に就いて(二・完)……………菊地甚一  
 ○中世教會法に於ける刑罰權の基礎及犯罪の意義(一)……………橫濱地方裁判所 事三田高三郎  
 ○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○判例要旨 ○戶籍事務協議會決議 ○新法令 ○雜報

## 編輯餘録

編輯子は年初早々の中よりこゝに學界の爲めに惜しみてもあまりある出来ことを報告せねばならぬ。即ち、法學志林は第三十六卷第十二號を以て牧野英一博士とわかれを告げたことである。われわれは法學志林が博士によつて如何に熱心に育てられ又如何に海外に日本文化を喧傳して居たかを知つて居るが、その博士とわかれをつげたと聞いて異常なる淋しさを禁じ得ない。

この度ナチス政府の刑法委員會の事業報告として總則に關する註譯書が出版されリーツチュ司法書記官の手によつて刑罰制度に關するくわしき説明が試みられた。國家社會主義國家に於ける國民共同生活の保護を目的とする各々の刑罰の性質目的に付ては追々に紹介することにしたい。

一九三一年を最後に戦時の場合を除いては死刑廢止を斷行したスベインが一九三四年四月に又も死刑を復活するの法案を作つてそれを議

定價	一冊(稅共)	金二十五錢
定價	六冊(稅共)	金一圓五十錢
定價	十二冊(稅共)	金三圓
廣告	第一等	金五圓
廣告	第二等	金四圓
廣告	普通	金三圓
規定	御注文は總て前金のこと	
規定	御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし	
規定	御座は東京二五〇五九番刑務協會とする	
規定	御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届下されたし	

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可  
 昭和九年十二月二十八日印刷納本  
 昭和十年一月一日發行

編輯人 伊藤忠次郎  
 印刷人 竹田益平  
 印刷所 東京市葛飾區小菅町二二八四番地 刑務協會印刷部  
 發行所 東京市麹町區西日比谷町一番地 刑務協會  
 電話銀座 二三四四・三八二五番  
 振替口座 東京 二五〇五九番

48<sup>e</sup> Année N<sup>o</sup> 1

Janvier 1935

# KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

## Sommaire

Note éditoriale.

Makino, E. — De l'idée de l'Etat et l'exécution de la  
peine.

Hosokawa, K. — Du droit pénitentiaire au commencement  
de l'ère Méiji.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)  
près le Ministère de la Justice